

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

内務省

国別方針及び参考情報

イラン：ソーシャル・メディア、監視 及び現地活動

1.0 版

2022 年 3 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価	3
1. 前書き	3
1.1 請求の根拠	3
2. 問題の検討	3
2.1 信ぴょう性	3
2.2 除外	4
2.3 条約が定める理由	4
2.4 リスク	4
2.5 保護	12
2.6 国内での転居	12
2.7 証明	13
国別情報	14
3. 法的文脈	14
3.1 国内の法的枠組み	14
4. イランにおけるサイバー監視	15
4.1 国家によるオンライン活動のコントロール	15
4.2 サイバー警察（FATA）	18
4.3 イスラム革命防衛隊（IRGC）のサイバー防衛隊	19
4.4 国家によるオンライン活動の監視	19
4.5 マルウェアの利用	25
4.6 逮捕、拘禁及び有罪判決	27
5. イランにおけるソーシャル・メディアの利用	30
5.1 ソーシャル・メディア・プラットフォーム	30
5.2 ユーザー数	31
6. イラン国外での監視	32
6.1 国外在住の市民を標的に	32
6.2 国外での市民の監視	35
6.3 現地活動	36
6.4 国外でのオンライン活動の監視	37
版数管理	40

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

2022 年 3 月 11 日更新

1. 前書き

1.1 請求の根拠

- 1.1.1 該当者のソーシャル・メディア利用及び／又は現地活動により国家から迫害及び／又は重大な危害を受けるおそれ。

[目次に戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 信ぴょう性

- 2.1.1 信ぴょう性の評価については、『Assessing Credibility and Refugee Status』の指示を参照。
- 2.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は別の形の許可が以前申請されているかどうかを確認する必要がある。庇護面接前には、ビザに合った庇護申請を調査する（『Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants』を参照）。
- 2.1.3 本人が主張する出身地が疑わしい場合、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである（『Asylum Instruction on Language Analysis』を参照）。

公式 — 機密事項：ここから

このページの情報は、内務省の省内限定使用のため削除した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

このページの情報は、内務省の省内限定使用のため削除した。

公式 — 機密事項：ここまで

[目次に戻る](#)

2.2 除外

- 2.2.1 意思決定者は、1つ（以上の）除外条項が適用されるかどうかを検討する重大な理由の有無を検討する必要がある。各事例について、個々の事実及び利点を基に検討する必要がある。
- 2.2.2 難民条約から除外される人物は、（難民資格より除外範囲が広い）人道的保護の付与からも除外される。
- 2.2.3 除外条項及び制限付き許可について詳しくは、難民条約の第 1F 条及び第 33(2)条の除外に関する庇護の指示、人道的保護及び制限付き許可に関する指示を参照。

公式 — 機密事項：ここから

このページの情報は、内務省の省内限定使用のため削除した。

公式 — 機密事項：ここまで

[目次に戻る](#)

2.3 条約が定める理由

- 2.3.1 実際の又はそうであるとされる政治的意見、人種及び／又は宗教。
- 2.3.2 条約が定める理由を証明しても、難民認定を受けるには不十分である。問題は、実際の又はそうであるとされる難民条約が定める理由により、迫害の確実なおそれがあるかどうかである。
- 2.3.3 難民条約が定める 5 つの根拠について詳しくは、『Assessing Credibility and Refugee Status』の庇護の指示を参照。

[目次に戻る](#)

2.4 リスク

a. イラン国内における国家による処遇

- 2.4.1 イランの憲法及び法的枠組みは、表現の自由及びオンラインでの自由を制限している。2011 年のサイバー犯罪法違反の罰則は、公衆道徳及び純潔に対する罪に科される死刑から、長期の拘禁刑、罰金、組織解散の司法命令、電子通信の利用禁止まで多岐にわたる（「法的文脈」を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2.4.2 イラン当局は、総人口 8,200 万人前後のうち約 5,740 万人が利用するイラン国内のインターネットを広くコントロールしている。イランは、2009 年の選挙後の「緑の革命」抗議活動以後、サイバー諜報能力を強化及び拡張した。それ以降、コンテンツに対する厳しい制限が課されてきた。民兵組織バシジのサイバー審議会、サイバー警察（FATA）、サイバー軍、イラン革命防衛隊（IRGC）及び IRGC 系列の組織犯罪捜査局（CIOG）が、国家の安全を脅かすサイバー脅威又は反政府組織とされている対象を監視及び追跡していることが知られている。この結果、オンライン活動家が逮捕され、「反革命的行動」、「地上での腐敗行為」、「世界的傲慢さの支持」、「神に対する戦争」、「イスラムに反する罪」などの、漠然と表現された不法行為で起訴された事例もある。イランは監視を強化しており、重大な行事の前、政治的に不安定な時期及び抗議活動の発生中は、地域の（ある時は全国の）インターネットを強制的にシャットダウンする（「イランにおけるサイバー監視」を参照）。
- 2.4.3 ブロックされているウェブサイトやアプリにアクセスするには、VPN（仮想プライベート・ネットワーク）などの迂回ツールを利用する必要がある。国家軍及び国家保安機関がインターネットをほぼ全てコントロールできるようにし、VPN の利用及び配布を非合法化し、グローバル・プロバイダーへのアクセスを更に制限し、インターネットにアクセスするにあたり ID の登録を求める法案が、2022 年 3 月 20 日までに可決される見込みである（「法的文脈」、「イランにおけるサイバー監視」及び「イランにおけるソーシャル・メディアの利用」を参照）。
- 2.4.4 全市民のオンライン活動を監視する大規模監視プログラムをイランが運営していることを示唆する証拠はないが、オンライン領域は国家により厳しく監視されている。政府に批判的なコンテンツを投稿した場合、特にそのコンテンツが国内のメッセージング・プラットフォームで共有された場合は、不都合な注目を集める可能性がある。当局又はその系列組織は、ソーシャル・メディアのアカウントをスパイフィッシング攻撃（偽の電子メールで受信者をだまして攻撃者の利益になるオンライン行動を行わせる標的型攻撃）の標的とすることや、マルウェアをソフトウェアに感染させることがある。このような攻撃の主な標的は、政府職員、改革派の政治家、メディア専門家、宗教上の少数派、文化人、野党、テロリスト組織、民族分離主義勢力などである（「イランにおけるサイバー監視」及び「イランにおけるソーシャル・メディアの利用」を参照）。
- 2.4.5 イランでは、政府批判、「不道德な」コンテンツ、国家の安全問題とみなされるコンテンツ、「デマの拡散」などのオンライン活動を理由に、何千人もが逮捕及び拘禁されてきた。2010 年から 2018 年までに約 75,000 人がオンライン活動を理由に逮捕され、新型コロナウイルスに関するうわさをオンラインで拡散した罪で 2020 年 3 月から 2021 年 4 月までに 3,600 人が逮捕された。ここ数年の逮捕者には、著名な活動家、Instagram の「有名人」、独立系ニュース放送局の編集主任、ゴナーバードのダルウィーシュやバハーイー教などの特定の少数派宗教団体と関係のある市民ジャーナリストが含まれる。FATA による被拘禁者に対する嫌疑は、不法な物又はサービスの販売、金融犯罪、特に女性が対象

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

となる道徳犯罪などがある。有罪判決を受けた場合は、厳しい刑罰、拷問及び刑務所での虐待を受ける可能性がある。また、拘禁には及ばない嫌がらせや脅迫が一般的であると伝えられている（「逮捕、拘禁及び有罪判決」を参照）。

2.4.6 利用プラットフォーム及びエイリアスや VPN の利用などの個人が講じている追加の予防措置によって度合いが異なるが、イラン当局は国民のオンライン活動を監視できる。該当者が本人のオンライン又はソーシャル・メディア活動により当局から不都合な注目を集めている、又は将来集めるであろうことを立証できると意思決定者が納得する必要がある。国家からの迫害又は重大な危害のリスクにさらされているかどうかは、該当者のプロフィール、出身民族又は宗教、オンライン活動のレベルや性質などの特定のファクターによって決まる。事例ごとに事実に基づいて検討する必要がある。実際の又はそうであるとされる政治的意見、人種、又は宗教が原因で重大な危害又は迫害を受ける実際のリスクにさらされていることを示す責任は該当者が負う。

2.4.7 国家に批判的又はイランの高い道徳的規準に反するとみなされる投稿を行った、又はデリケートな問題にコメントしたソーシャル・メディアの利用者は、嫌がらせ、逮捕、虐待、拷問、刑事責任など、本質的に又は反復により、十分に重大で全体として迫害と言える処遇を受ける可能性がある。

2.4.8 『Country Policy and Information Note on Iran: Kurds and Kurdish political parties』も参照。

2.4.9 リスク評価について詳しくは、『Assessing Credibility and Refugee Status』の指示を参照。

目次に戻る

b. 現地活動 — デモ

2.4.10 情報源によると、イランの諜報員又はその協力者は、イラン国外在住の著名なイラン人反体制派を監視し、標的としている。英国ではイラン政府に反対するデモや、クルド人の権利を主張するデモが多数発生しているが、イラン当局がこのようなデモをどの程度監視しているかは不明である（「現地活動」を参照）。

2.4.11 2010 年 10 月 5 日及び 6 日に審問され、2011 年 2 月 10 日に公表された BA（英国でのデモ参加者 — 帰国時のリスク）イラン CG [2011 年] UKUT 36（IAC）の国別ガイダンス事例において、英上訴裁判所（UT）は次のような判断を下した。

「英国でのデモ参加者が大人数で、Facebook などデモ参加者が世間の注目を集めていることに加え、イラン政府が英国でデモに関与した全ての帰国者を監視することは不可能なので、英国でのその個人の関与レベル及びその個人が英国で庇護を求める前にイラン国内で関与していた政治活動を考慮しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

帰国したイラン人は、到着時に審査される。活動家のプロフィールを満たす帰国者は、文書を搜索される間、拘禁される可能性がある。学生、特に政治に関する経歴で知られる者や、不法出国した者は尋問を受ける可能性が高い。

イランを不法出国した者又は英国から帰国するだけの者が迫害を受ける実際のリスクはない。SB（帰国時のリスク－不法出国）イラン CG [2009 年] UKAIT 00053 の国別ガイダンス事例での上訴裁判所の結論は、追跡調査され裏付けられている。

エマーム・ホメイニー国際空港で顔認証技術が使用されている証拠はないが、最高 200 人の顔を見分けられる職員が多数常駐している。空港警備が用いる手順はランダムである。したがって、当局が尋問したい人物が到着時には当局の関心を引かない場合もある。しかし、国外での活動に関する情報が知られれば、帰宅後、尋問のため連行され、テヘラン空港近くの特別裁判所に移送されるか、このいずれかを経験するであろう。

個人が当局の関心の対象となる可能性及びイラン当局がその個人の追跡に与えるであろう優先度を検討する前に、政治への関与度を検討することが重要である。帰国時迫害に直面する実際のリスクの存否の問題は、これらのファクターを検討後初めて評価できる（頭注 1～3）」

2.4.12 BA において UT は次のような判断も下した。

現地活動を考慮しながら帰国時のリスクを評価するときに検討すべき関連ファクターは次のとおりである。

「(i) 現地活動の性質

- ・ デモのテーマ－デモ参加者の望み（例えば、当局の改革から当局の転覆まで）、当局によるデモ参加者の性格付け
- ・ デモでの役割及び政治に関する経歴－該当者が、リーダー、扇動者（群衆に呼び掛けるなど）、まとめ役（スローガンを繰り返すよう先導するなど）と言えるのか、又は群衆の 1 人にすぎないのか、群衆の 1 人にすぎない場合、積極的であったか消極的であったか（横断幕を掲げていたかなど）、該当者の動機及び当局から見たプロフィールにその動機が関係するか
- ・ 参加の程度－デモに 1 回又は 2 回参加した程度か、毎回参加しているか
- ・ 注目度－デモは英国又はイランのメディアに取り上げられたか、注目度の性質（画質、取り上げられた媒体など）

(ii) 身元特定リスク

- ・ デモ参加者の監視－当局が反体制デモ参加者を特定しようとしていると想定した場合の手段（録画、スパイを群衆に潜り込ませる、デモの画像や記録の精査など）
- ・ 当局が個人を特定する能力－当局に（顔認証などの）先端技術があるのか、群衆の顔と名前を一致させるために人材を割いているか

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(iii) 帰国時に取調べや行動のきっかけとなるファクター

- ・ プロファイル — 該当者は明確な反対勢力又は重大な政治に関する経歴を持つ人物として知られているか、当局が特に好ましくないとみなすカテゴリーに当てはまるか
- ・ 移住の経緯 — 該当者はどのようにイランを出国したか（不法、ビザの種類）、国外での居場所、帰国のタイミングと方法は、取調べ及び／又は短期ではない拘禁及び虐待につながる可能性がより高いか（ビザ期限切れの滞在者、強制帰国）

(iv) 身元特定の結果

- ・ 反体制的な政治に関する経歴のレベルによって、デモ参加者が区別されるか

(v) 帰国時の身元特定リスク

- ・ 身分証明書と本人の突合せ — 人物の身元が特定されると、その情報は体系的に保管及び利用されるか、国境の部署はこの任務のために組織されているか（頭注 4）」

2.4.13 『Country Policy and Information Note on Iran: Kurds and Kurdish political parties』も参照。

2.4.14 リスク評価について詳しくは、『Assessing Credibility and Refugee Status』の指示を参照。

目次に戻る

c. 現地活動 — オンライン

2.4.15 イラン政府は、移住先を含め、マルウェア及びスパフィッシングを利用してユーザー・データにアクセスして監視できると多数の情報源が報告しているものの、イラン当局が外国のソーシャル・メディア・プラットフォームのコンテンツを監視できるレベルは不明である。イラン当局は外部プロバイダーに携帯機器のデータや Facebook ユーザーのデータを要求している。ただし、データが提供されたか、提供された場合どの程度の量かは不明である（「イランにおけるサイバー監視」及び「イラン国外での監視」を参照）。

2.4.16 2021 年 6 月 8 日から 10 日までに審問され、2022 年 1 月 20 日に公表された国別ガイダンス事例 XX (PJAK — 現地活動 — Facebook) イラン CG [2022 年] UKUT 23 (IAC) において、英上訴裁判所 (UT) は次のような判断を下した。

「BA（英国でのデモ参加者 — 帰国時のリスク）イラン CG [2011 年] UKUT 36 (IAC)、SSH 及び HR（不法出国：不適格な庇護請求者）イラン CG [2016 年] UKUT 00308 (IAC) 及び HB（クルド人）イラン CG [2018 年] UKUT 00430 の事例は、イランへの帰国者の状況を引き続き正確に反映している。ソーシャル・メディアの利用（特に、Facebook）による帰国時のリスクの問題及びイラン国内での当局による該当人物の監視について、前記のガイダンスをこれにより補足する」（120 段落目）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.17 国別ガイダンス事例 XX におけるイラン当局による監視に関し、UT は次のような判断を下した。

- ・ 監視

「イラン国内外にいる市民の電子データのコントロール又はアクセスを行うために以前から又は現在何ができるのかについて、イラン政府の主張と実際の能力及び行動範囲には違いがある。Facebook のアカウントをハッキングして監視しているとするイラン政府の主張を除くと、証拠には明らかな穴がある。この証拠は、イラン当局が Facebook アカウントを大規模に監視できるという合理的な可能性を示していない。より重点的で特別な検索は必然的により多くの人員を要するので、重大な対立利害となる個人に限定される。個人が標的とされるリスクは微妙である。削除される前に標的とする Facebook アカウントの利用者は、既存のプロファイル、『ソーシャル・グラフ』内の位置及び利用者又は利用者のソーシャル・ネットワークが Facebook データへのアクセスを許可する程度により決まる。

Facebook データをイラン当局が入手できる可能性は、該当者が重要な容疑者である又はいずれかの重大な時期に重要な容疑者であったかどうかに影響される。この条件に該当する場合、一般的に、標的を定めた Facebook 監視の対象である可能性がかなり高い。つまり、このような人物の場合、イラン当局に批判的又はそれ以外の形でイラン当局に有害なデータを含む Facebook アカウントを作成することにより生じる追加のリスクは、そのアカウントを閉鎖しても低下しない。これは、該当者が既に標的を定めたオンライン監視の対象になっている実際のリスクがあり、それによりデータが知られている可能性が高いからである。

イラン国民がイランに帰国する際、年齢に関係なく、Facebook アカウントを持っていない、又はアカウントを削除したという事実それ自体で、イラン当局側の疑い又は懸念が高まることはない。

通過証又は緊急旅券（ETD）が必要な英国からイランへの帰国者は、申請書に記入してロンドンのイラン大使館に提出する必要がある。住所と電話番号の提供を求められるが、電子メール・アドレスやソーシャル・メディアのアカウントの詳細は求められない。ソーシャル・メディアの詳細は求められないが、ETD の申請時点が、AB など（インターネット上での活動 — 証拠の状態）イラン [2015 年] UKUT 257（IAC）で言及される最初の潜在的な『選別地点』になる可能性はある。ある人物がイランに到着するまでにインターネット検索は行われないと想定するのは現実的ではない。ETD 申請者は、基本的な検索（オープンなインターネット検索など）が行われる可能性が高い明らかな対象者グループである」（121 段落目から 124 段落目まで）

2.4.18 Facebook 及びソーシャル・メディアの証拠全般に関して、UT は XX で次のような判断を下した。

- ・ Facebook に関するより全般的なガイダンス

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「特定の人物の Facebook データの特別な検索とは異なり、監視にはいくつかの障壁がある。イラン政府又は他のいかなる政府によっても Facebook のウェブサイト自体がハッキングされているという証拠は、提示されていない。Facebook とのやり取りにおいて、Google などのウェブサイト『クローラー』ソフトウェアの有効性は、限定的である。使用中の Facebook アカウントがまだある、又はアカウントをごく最近閉鎖したばかりの場合は、利用者若しくはやり取りがある友人又はグループの Facebook 設定が公開設定であることを条件に、誰かの名前や何らかの詳細が Google 検索で表示される可能性はある。利用者のパスワードがなければ、Facebook アカウントを監視しようとしても、他のウェブサイトで自動データ抽出をするのと同じように自動化されていない方法でアカウントを「かき集める」ことはできない。ある人物の電子メール・アカウント又はコンピューターのセキュリティが侵害される可能性はあるが、これは必ずしも Facebook のパスワードがかかったアカウントがアクセスされた後起こるわけではない。

Facebook アカウントが閉鎖前特に監視されていなかった場合、タイミング良くアカウントを閉鎖すると、『批判的な』Facebook アカウントを持っていた結果生じるリスクは消える」(125 及び 126 段落目)

- ・ ソーシャル・メディアの証拠に関するより全般的なガイダンス

「ソーシャル・メディアの証拠は、多くの場合、印刷された写真の作成に限定され、電子形式で全てが公開されることはない。Facebook の『Download Your Information』機能であつという間に楽々と入手できる、その人物が Facebook にアクセスした場所やソーシャル・メディア活動の完全なスケジュールなどの大量のより幅広い情報が公開されていないのであれば、コピーされた写真などの Facebook 又はソーシャル・メディアのアカウントのちょっとした提示は、保護請求においての証拠としての価値は非常に限定的である。

インターネットのページの明らかなプリントアウト又は抜粋データは、ページのソース・データを変更することで簡単に改ざんできる。同様の理由から、意思決定者が実際のアカウントにアクセスできない場合、このようなアカウントのプリントアウトと称されるものは、非常に限定的な証拠としての価値しか持たない場合がある。

Facebook アカウントに関する帰国時のリスクの問題を判断する際、意思決定者は、ETD : HJ (イラン) v SSHD [2011 年] AC 596 の申請前に、ある人物が Facebook アカウントを閉鎖する予定なのか及び以前閉鎖した Facebook アカウントの事実を自発的に提供しないのかを合理的に検討する場合がある。また、最初に迫害リスクを抑えるためにその人物が何をする予定なのか、次にその行動の理由を検討できる。政治的中立性についての権利とは異なり、難民条約で保護されている特定のソーシャル・メディア・プラットフォームにアクセスする基本的権利は存在しないので、Facebook アカウントの削除が迫害と等しい状況を見極めるのは難しい。このような審査が推論的すぎるかどうかについては、ケース・バイ・ケースで検討する必要がある」(127 段落目から 129 段落目まで)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.19 XXにおいてUTは次のことも認定した。

「Facebook アカountの閉鎖に関する証拠は、争う余地がない。30 日以内であれば取り消せるが、それ以降及び削除後は、後日パスワードを発見したとしても、該当者の Facebook アカountのデータを回復することはできない。この唯一の例外は、インターネット検索エンジン上に一時的に表示されるデータの限られたキャッシュ及び他のユーザーの Facebook アカount上の写真（リンクはなし）と他のユーザーへの送信メッセージという 2 つの限定的な残存データだけである。Facebook アカountを閉鎖すると、Facebook 又はユーザー経由若しくは Facebook 又はユーザーからデータにまったくアクセスできなくなる。ただし、第三者がデータをエクスポートしている場合、その第三者は保存された時点のエクスポート済みデータに引き続きアクセスできる」（84 段落目）

2.4.20 UTはXXで、「……イラン政府は、宗教上の少数派及びクルド系などの民族上の少数派をはじめとする反体制派グループを標的としている」ことを認定している（85 段落目）。

2.4.21 重要な容疑者は、一般的に、標的を定めた Facebook 監視の対象であった可能性がかなり高いという事実認定に関し、UTはXXで次の内容を付け加えている。

「このような監視の誘因となる BA 及び HB 同様の個人の政治への関与度及び『現実世界での』現地活動の性質に言及する。要約すると、関連ファクターは、クルド人の政治的能動主義といった参加したデモのテーマ、該当者のデモにおける役割及び政治に関する経歴、参加の程度（毎回参加しているかなど）、デモへの注目度、特定のデモの監視の可能性、該当者が明確な反対勢力かどうかなどである」（92 段落目）

2.4.22 XXでUTは、次のことも認めている。「イラン当局に批判的なデータが Facebook で見つかった場合、巧妙に作られていたとしても、イラン帰国時に直面するリスクに重大な違いが生じる可能性がある。直面するリスクの程度は、事実の影響を受け続ける。例えば、クルド系イラン人が直面するリスクは、それ以外の大多数より高まる」（103 段落目）

2.4.23 2015 年に報告された AB などの事例でも、UTはイラン当局に批判的とみなされるデータの日和見主義的利用に言及し、次のような判断を下した。

「ある人物がインターネットを日和見主義的に利用したかはまったく関係ないことが分かった。海外で無礼な態度を取るにより主張しようとする人々に対し当局は冷笑的であるという明確な証拠があるいくつかの国の例を確認している。本件では、これにわずかにでも近い証拠はない。イラン当局の神経質な対応は主張を行う者の動機と少しも関係しないように思われるが、イラン当局が関心を持っている場合、状況は改善せず悪化する。これは、庇護を求めることはイラン政府に対して無礼な行動であるからで、それだけでは迫害につながるには不十分かもしれないが、そちらの方向を指している」（464 段落目）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.24 UT は続けて次のように述べている。

「ブログを作成する活動の結果イラン国内で生じるリスクについて、何らかの形で全容を明らかにするのは非常に難しい。帰国が不本意な人はほばいないように思われ、これが、信頼度にかかわらず、もし何らかの運命が帰国者を待ち受けている場合、それが何かを予測することを非常に困難にしている。イラン国外の活動は、ある程度監視可能であり、監視されている。活動的だからと言って必ずしも迫害を受けるわけではないが、リスクを高める又は抑える状況を特定することはできない」(466 段落目)

2.4.25 XX で引用されているファクター、すなわち、クルド人の政治的能動主義及びクルド系の人物(92 段落目及び 103 段落目) 及びイラン当局に批判的データの日和見主義的利用に関して AB など引用されているファクター(464 段落目) は、次の点で、HB での事実認定を考慮して、クルド系の人物に対する指示された Facebook の監視のリスクを評価する際に、斟酌する必要がある。

「『低いレベル』の政治活動、又は一例として、クルド人の権利を方針とする又は支持するリーフレットを所持しているだけなど、政治的とされる活動は、見つかった場合、同じ迫害又は第 3 条の虐待のリスクを生む。ただし、各事例はそれ自体の事実に左右されるため、所有するデータの性質及び前述のガイダンスの文脈でイラン当局がどうみなす可能性が高いのかを評価する必要がある」(98 段落目(9))

2.4.26 『Country Policy and Information Note on Iran: Kurds and Kurdish political parties』も参照。

2.4.27 リスク評価について詳しくは、『Assessing Credibility and Refugee Status』の指示を参照。

[目次に戻る](#)

2.5 保護

2.5.1 国家からの迫害の確実なおそれがある場合、一般的に当局から保護を受けることはできない。

2.5.2 国家による保護の利用可能性の評価について詳しくは、『Assessing Credibility and Refugee Status』の指示を参照。

[目次に戻る](#)

2.6 国内での転居

2.6.1 国家からの迫害又は重大な危害を受ける確実なおそれがある場合、そのリスクから逃れるために転居できない可能性が高い。

2.6.2 国内での転居について詳しくは、『Assessing Credibility and Refugee Status』の指示を参照。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.7 証明

- 2.7.1 請求が却下された場合、2002 年の国籍、移民及び庇護法の第 94 条でいう「明らかに事実無根」を証明できる可能性は低い。
- 2.7.2 証明について詳しくは、『Certification of Protection and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (clearly unfounded claims)』を参照。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

セクション 3 (2022 年 3 月 11 日更新)

3. 法的文脈

3.1 国内の法的枠組み

3.1.1 表現の自由についての権利を推進する、英国に本拠を置く組織である Article 19 が発刊した 2012 年のレポートでは、Article 19 によると「……検閲の制度化の基盤となっている」¹イラン・イスラム共和国憲法をはじめ、表現の自由に関するイラン国内の法的枠組みの概要が示されている。このレポートは、「……1986 年のメディア法 [2000 年改正] 及びイスラム刑法は、表現の自由に対する内容に基づく規制を規定しており、電子及びインターネット・ベースの表現を抑圧する主な手段となっている」²ことも指摘している。

3.1.2 Article 19 は更に 2011 年のサイバー犯罪法 (CCL) を引合いに出し、この法律には「…適法な表現を非合法化する規定が満載されている。『公衆道徳及び純潔』に対する罪及び『嘘の流布』は、あらゆる形の適法な表現を陥れるように作られている」³と指摘する。また、CCL について次のように説明する。

「……『第 1 部：犯罪及び刑罰』、『第 2 部：民事訴訟手続』、『第 3 部：その他の規定』の 3 部に分けられる 56 の条項で構成されている。この法律には、同法の主目的を示す条項や、重要な用語を定義する条項はない。ほんのいくつかの条項の脚注には一般的に不適当な定義が一握り提供されているが、具体性にはばらつきがある。この法律には、表現の自由又は情報アクセスについての権利の保障は含まれていない」⁴

3.1.3 このレポートでは、CCL の様々な条項が分析され、次のような罰則も記載されている。

「……公衆道徳及び純潔に対する犯罪は死刑。適法な表現に対する制裁として、他に長期の拘禁刑、過酷な罰金、組織解散の司法命令、電子通信の利用禁止などがある。これらの罰則は、イランの検閲文化を公表するように民間部門に働きかけ、内容に基づく規制の施行を怠ったインターネット・サービス・プロバイダーにも適用される」⁵

3.1.4 米国国務省 (USSD) は、2020 年の事件を取り上げた人権レポートで、次のように指摘している。

「政府はしばしば、『反革命的行動』、『地上での腐敗行為』、『世界的傲慢さの支持』、『神に対する戦争』、『イスラムに反する罪』などの曖昧な罪で政治的反体制派を起訴する。

検事は、軽微な違反について政府批判者に厳しい罰則を科す。

¹ Article 19, 'Islamic Republic of Iran: Computer Crimes Law', 5 April 2012

² Article 19, 'Islamic Republic of Iran: Computer Crimes Law', 5 April 2012

³ Article 19, 'Islamic Republic of Iran: Computer Crimes Law', 5 April 2012

⁴ Article 19, 'Islamic Republic of Iran: Computer Crimes Law', 5 April 2012

⁵ Article 19, 'Islamic Republic of Iran: Computer Crimes Law', 5 April 2012

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政治犯罪法は、政治犯罪を政府に対する侮辱及び『嘘の公表』と定義している。政治犯罪は『イランの国内外の政策を変える意図を持って行われた』行為であるのに対し、『体制の基盤』を傷つける意図で行われるものは国家の安全を脅かす犯罪と考えられる。犯罪の性質の決定は、裁判所及び検事局が担当する」⁶

- 3.1.5 米国平和研究所のプロジェクトである「The Iran Primer」というウェブサイトの 2021 年 10 月 14 日付けの記事には、次のような記述がある。

「2021 年 7 月、議会はパブリック・アクセスを更に制限しうる新法案を提出した。『サイバースペースにおけるユーザー権利の保護及び主要オンライン・サービスの規制』と呼ばれる法律である。……この法案により、イラン国内のインターネット・ゲートウェイは基本的に国家軍に掌握され、仮想プライベート・ネットワーク（VPN）の利用が非合法化される。また、VPN の利用者及び提供者が犯罪者になりうる（ただし、最新案の法的影響に関する言い回しはまだかなり曖昧である）」⁷

- 3.1.6 ジャーナリスト保護委員会（CPJ）も、この新法に関するレポートで、同法は「……インターネットにアクセスするために ID の登録を求める……」とし、報道によると、2022 年初め⁸に承認される予定であると付け加えている。

- 3.1.7 2022 年 2 月 22 日、議会の特別委員会が法案の概要を承認した。同法の支持者は、2022 年 3 月 20 日までに最終承認されることを期待している^{9, 10, 11}。まだ承認はされていないものの、消息筋によると法案の範囲は拡大され、「全てのオンライン・プラットフォーム、企業及び店舗」が対象となる¹²。

[目次に戻る](#)

セクション 4（2022 年 3 月 11 日更新）

4. イランにおけるサイバー監視

4.1 国家によるオンライン活動のコントロール

- 4.1.1 2017 年 2 月、Article 19 は、オンライン活動に対する政府の制限に関してイランのいわゆる「ソフト戦争」について報告し、次のように指摘している。

「大規模な論争を巻き起こした 2009 年の選挙及び『緑の革命』の一環として起こったオンライン通信及びコンテンツの増加をはじめとする選挙の直接的余波は、異議表示の表現及び市民組織のためのオンライン・フォーラム及び通信の利用の急増に対する反応であるオンライン表現の厳重な取締りに直面した。……オンライン・フォーラム及び通信の利用の急増に対抗するため、政府は、好ましくないオンライン表現及び活動の容疑者

⁶ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 1E), 30 March 2021

⁷ The Iran Primer, 'New "Protection" Bill on Internet Freedom', 14 October 2021

⁸ CPJ, 'Iran's parliament moves forward with troubling bill to further restrict internet', 1 November 2021

⁹ Al Jazeera, 'Iran: Controversial internet control bill passes committee stage', 22 February 2022

¹⁰ Al Monitor, 'Iran pushes ahead with internet "protection" bill', 23 February 2022

¹¹ OWP, 'Iran's "Protection Bill" To Enhance Internet Clampdown', 6 March 2022

¹² Al Jazeera, 'Iran: Controversial internet control bill passes committee stage', 22 February 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の起訴を促進する広範囲にわたる法的枠組みに加えて監視及びフィルタリング手法を導入した」¹³

- 4.1.2 カーネギー国際平和基金（CEIP）が発表したイランのサイバー脅威に関する 2018 年の論文では、イラン国内及び移住先の両方において市民の通信を監視及び傍受するイラン政府の能力が報告されている。このレポートは、次のように指摘する。

「緑の革命中、当局に賛同するハッカーは、多岐にわたる侵入戦略、ウェブサイトの破壊及びネットワーク監視に従事した。2009 年 12 月から 2013 年 6 月まで、イランのサイバー軍を自称するグループがイランの政治的対抗勢力、イスラエル企業、独立系ペルシア語メディア及びソーシャル・メディア・プラットフォームと関連のあるウェブサイトを読解不能な状態に破壊し、政府を支持するメッセージを投稿した。

最終的に、治安部隊による蛮行、監視及び検閲により緑の革命は失速し、2011 年までに公の場での抗議活動は鎮静した。治安機関は最新のデジタル環境に順応し、IRGC の尋問の一環として、被逮捕者のオンライン通信及びソーシャル・メディアを印刷したものを基に被逮捕者の私生活が詳細に調査される。IRGC の上官は後日談として、デモ抑圧のために、広範な逮捕、大々的な抑圧及び携帯電話やインターネットなどの大規模通信手段の遮断が必要であったと語っている」¹⁴

- 4.1.3 オーストラリア外務貿易省（DFAT）は、様々な情報源によるイランの国別レポートを 2020 年 4 月 14 日に公表した。このレポートには、次のような記述がある。

「イラン人は、公の場での会話でもオンラインのソーシャル・メディアでも現政府を厳しく批判できるが、この自由に制限がないわけではない。多数の確立した『越えてはならない一線』を越える話題は避けるべきで、批判的な意見は国家安全法の下、起訴される可能性がある。……著名人や有名人のソーシャル・メディアのアカウントは、特別細かく調査される。……また、政治的デモの最中など、政治的に不安定な時期には、当局が異議表示を厳重に取り締まる可能性が高まる。また、このような時期は個人によるオンラインでのコメント投稿又は通信を制限する場合がある」¹⁵

- 4.1.4 2020 年の USSD 人権レポートは、「文化省及び情報通信技術省が、コンテンツ及びインターネット・システムの主要規制機関であり、イランへの及びイランからのインターネット・トラフィックに対する独占的なコントロールを維持している。最高指導者の機関にも、コンテンツ及びシステムの規制を担当するサイバースペース最高審議会がある」と指摘する¹⁶。

- 4.1.5 Article 19 による 2020 年 9 月のレポートでは、「イラン当局は、総人口 8,200 万人前後のうち約 5,740 万人いるインターネット・ユーザーを広くコントロールしている。このコン

¹³ Article 19, 'Tightening the Net Part 2: The Soft War and...' (pages 12 and 16), 3 February 2017

¹⁴ CEIP, 'Iran's Cyber Threat: Espionage, Sabotage, and Revenge' (page 11), 4 January 2018

¹⁵ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.81), 14 April 2020

¹⁶ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 2A), 30 March 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

トロールは、インフラストラクチャーと電気通信会社及び関係者に対する権限を徹底的に集中させることにより実現されている」と指摘している¹⁷。

- 4.1.6 2020年6月1日から2021年5月31日までの期間を対象とするフリーダム・ハウスによる「Freedom on the Net 2021」レポートでは、「対象期間中、イランにおいてインターネットの自由は厳しく制限された状態が続いた。政府は、反政府抗議活動の間、地域レベルのインターネットのシャットダウンを命じ、独立系ニュース・サイト並びに多数のソーシャル・メディア及び通信プラットフォームへのアクセスを遮断し続けた」と指摘している¹⁸。

- 4.1.7 イランにおいて自由でオープンなインターネットを実現するためのプロジェクトである Filterwatch は、2019年11月から2021年7月までのインターネットをシャットダウンする動きを報告し、次のように指摘している。

「イラン全土のインターネットが初めてシャットダウンされたのは、2019年11月の燃料価格上昇に対する抗議活動の最中であつた。政府当局は、抗議者に対する暴力的で厳重な取締りを隠ぺいするために1週間以上ほぼ全てのインターネットを強制的にシャットダウンした。それ以降イランにおいて全国的シャットダウンは観察されていないが、これは制限の撤廃ではなく情報コントロール戦術の変化によるものである。

事実、抗議活動の封じ込め、他の形の社会不安に関する情報の出現の制限を目的とするインターネットのシャットダウンは、地域レベルでは着実に増加している。2019年11月以降、地域レベルでのインターネットのシャットダウンはイラン全土で5件以上実施されており、1番新しいシャットダウンは、フージスターン州の水不足に対する抗議活動勃発後の2021年7月に強制的に実施された」¹⁹

- 4.1.8 「Freedom on the Net 2021」レポートは、次のように指摘している。

「当局は、数万のウェブサイト、特に国際ニュース及び情報サービス、政治的対抗勢力、イランにおける民族上及び宗教上の少数派グループ、及び人権組織のウェブサイトへのアクセスを制限する。イスラムに関する国家の公式政策又は国内外の政治についての政府発表を否定するウェブサイトもブロックされる。イランの政治機関間の摩擦を取り上げるニュースは頻繁に検閲される」²⁰

- 4.1.9 Article 19 による2020年9月のレポートは、イラン政府情報ネットワーク（NIN）について説明し、次のように指摘している。

「2012年、イランは、外国の攻撃からのセキュリティ保護を目的とし、イラン国内で提供される国内のインターネット・インフラストラクチャー、NINの開発を開始した。しかしながら、NINは、グローバル・インターネットから切断される可能性がある。

¹⁷ Article 19, 'Iran: Tightening the Net 2020, After Blood and Shutdowns' (page 13), September 2020

¹⁸ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (Overview), 21 September 2021

¹⁹ Filterwatch, 'Internet Shutdown Trends in Iran: November 2019 to July 2021', 3 September 2021

²⁰ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (B1), 21 September 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

銀行業務及び支払方法のための全国インフラストラクチャーをはじめ、NIN の各要素は既に着手済みである。NIN の存在は今のところグローバル・インターネットからの長期的切断にはつながっていないが、抗議活動及び社会不安時のシャットダウンをサポートする短期的ツールになっている」²¹

4.1.10 「Freedom on the Net 2021」レポートの指摘によると、「2020 年 2 月、インターネットに関するイランの最高政策決定機関であるサイバースペース最高審議会（SCC）は、ローカライズされたイランのインターネット・アーキテクチャーである国家情報ネットワーク（NIN）を拡張するための 5 か年目標を設定する専門会議を開始した。新しい計画は 2020 年 9 月に SCC によって承認された」²²。

4.1.11 ブロックされているウェブサイト及びアプリにアクセスするには、VPN（仮想プライベート・ネットワーク）などの迂回ツールを利用する必要がある^{23, 24}。「Freedom on the Net 2021」レポートでは、イラン在住の 100 又は 200 万人が毎日同社のサービスを利用していると主張する迂回プロバイダー Psiphon の社長の 2019 年 5 月のメディアによるインタビューが引用されている²⁵。イラン・インターナショナルの報告によれば、「通常、接続速度は遅いが、ほぼ全てのイラン人が迂回手法を利用してインターネットに無制限でアクセスしている」²⁶。ただし、「Freedom on the Net 2021」レポートが指摘するとおり、「……政府は日常的に VPN へのアクセスを妨害しようとし、迂回ツールへのアクセスをコントロールするために、『法的 VPN』の枠組みを確立する努力もしている」²⁷。

目次に戻る

4.2 サイバー警察（FATA）

4.2.1 様々な情報源によりノルウェー出身国情報センター（Landinfo）、難民・無国籍者弁務官事務所（CGRS — ベルギー）及びスイス移民局（SEM）が作成した 2021 年 12 月付けのイランの刑事裁判手続に関する共同レポートでは、次の指摘がなされている。

「2011 年、一般的に頭文字を並べて FATA と呼ばれる文字どおり「仮想空間及び情報交換の警察」（polīs-e fazā-ye toulīd va tabādol-e ettelā'āt）であるイランのサイバースペース警察が創設された。FATA の任務は、金融不祥事、プライバシーの侵害などのサイバー犯罪に対抗し、（政治、宗教上などの）反国家プロパガンダとみなされるあらゆる形態のオンラインでの批判を抑圧することである。また、オンライン活動家、特にブロガー及びソーシャル・メディアで活動する者の監視、追跡、脅迫及び逮捕にも関与する。FATA の責任範囲には、仮想プライベート・ネットワーク（VPN）アクセスの作成及び販売者を対象とすることも含まれる。FATA の責任範囲は、IRGC の組織犯罪捜査局（CIOG）の

²¹ Article 19, 'Iran: Tightening the Net 2020, After Blood and Shutdowns' (page 23), September 2020

²² Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (A1), 21 September 2021

²³ Article 19, 'Iran: Tightening the Net 2020, After Blood and Shutdowns' (page 13), September 2020

²⁴ Iran International, 'Foreign Social Media Apps Remain Highly Popular In...', 18 September 2021

²⁵ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (B1), 21 September 2021

²⁶ Iran International, 'Foreign Social Media Apps Remain Highly Popular In...', 18 September 2021

²⁷ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (B1), 21 September 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

責任範囲と重複する。……ただし、IRGC が国家の安全に関する問題に主に対処するのに対し、FATA はサイバー空間における道徳上の違法行為の監視も任務とする。道徳上の違法行為には、若い女性がポーズを取る、踊る、又はイランのイスラム法の服装規制を全体的に守っていないソーシャル・メディア上の動画や、ギャンブルを宣伝するウェブサイトなどがある。FATA は主要都市に事務所を持つ」²⁸

[目次に戻る](#)

4.3 イスラム革命防衛隊（IRGC）のサイバー防衛隊

4.3.1 Landinfo、CGRS 及び SEM の共同レポートは、次のように指摘している。

「IRGC のサイバー防衛隊（qarārgāh-e defā'-e sāiberī）は、IRGC のサイバー諜報機関である。任務は、組織的サイバー犯罪、テロ、スパイ行為の監視及び起訴、『文化及び社会的価値観のオンライン上の破壊』との戦い、革命の価値に対する侮辱又は中傷の追跡などである。サイバー防衛隊は、組織犯罪捜査局（CIOC）（markaz-e barrasī-ye jarā'em-e sāzmān-yāfteh）と連携しており、広く知られる様々なサイバー作戦に関与している。

IRGC のサイバー防衛隊及び CIOC の責任範囲は、サイバー警察（FATA）の責任範囲と重複している。ただし、CIOC は、クルド人団体又は他の政治運動が作成するオンライン素材など、国家の安全に関する問題に主に対処する。キリスト教の擁護は国家の安全の問題と考えられているため、IRGC のサイバー防衛隊及び CIOC は、ソーシャル・メディア上でキリスト教を擁護する者にも対処する。FATA の責任範囲では、『道徳犯罪』をはじめとする、一般的なサイバー犯罪により重点が置かれる……」²⁹

[目次に戻る](#)

4.4 国家によるオンライン活動の監視

4.4.1 CHRI による 2016 年の記事は、イランのあるウェブ・プロバイダーの話を引用し、次のように指摘している。

「イラン国内のインターネット・サービス・プロバイダーは特に厳しい検閲及び顧客の情報及びオンライン活動を開示する『セキュリティー』のための法律により不利な地位に立たされている。このウェブ・プロバイダーは、『数年前から、ホームページ・サービス会社はインターネット監視機関への協力を強制されており、結果として、インターネット監視機関はあらゆるコンテンツの削除を命じることができる』と匿名を条件に語った。……

ウェブサイトから情報を削除するためには、国の機関がサーバーの情報バンクにアクセスできるように、ホームページ・サービス会社がプライバシー契約に違反しなければならない。つまり、インターネット・プロバイダーは顧客データを保護できない」³⁰

²⁸ Landinfo and others, 'Iran; Criminal procedures and documents' (page 20), December 2021

²⁹ Landinfo and others, 'Iran; Criminal procedures and documents' (page 24), December 2021

³⁰ CHRI, 'Iranians Looking Abroad to Escape State-Controlled Internet', 14 March 2016

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.4.2 サイバー犯罪法の第 32 条は、ユーザーのトラフィックに関係する情報は少なくとも 6 か月間、ユーザーの個人情報は契約終了後最低 6 か月維持するように ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）に求めている³¹。

4.4.3 2018 年のイランのサイバー脅威に関する CEIP の論文では、Facebook をはじめとするソーシャル・メディアのアカウントが、イラン政府又はその系列組織により（スパイフィッシング攻撃³²の）標的とされた事件を挙げ、標的は主に政府職員、改革派の政治家、メディア専門家、宗教上の少数派、文化人及び野党、テロリスト組織及び民族分離主義勢力であったと指摘する³³。

4.4.4 このレポートは、次のように指摘する。

「インターネットは、市民の通信を監視及び傍受する新しい可能性をテヘランの治安機関に与えているが、同時に実行可能な情報技術は国家の勢力範囲を制限もする。イランは中東の中では早くインターネットに接続した国であり、この結果、2017 年 3 月時点で人口の半数以上がインターネットを頻繁に利用している。イラン国内のインターネット・ユーザーは社会的により自由なフォーラムとして数多くのソーシャル・メディア及びチャット・アプリケーションを短期間で受け入れた。

イランの市民はイラン国外で提供されるインターネット・プラットフォームに通信を移し、暗号化を利用して通信を盗聴から保護しながら、イランの法執行機関及び諜報機関が監視に使用する従来の手段を避けてもいる。現地のホスティング・プロバイダー及びソーシャル・メディアはコンテンツの削除及びアカウントの所有者情報の開示を強制されかねないが、イラン国外で提供されるプラットフォームに国家が直接影響を及ぼすことはできない」³⁴

4.4.5 ただし、同レポートは、「遅くとも 2014 年 7 月以降、IRGC に拘禁された個人がオンライン・アカウント及びデバイスへのアクセスを強制的に提供させられ、脅威であることが既に分かっている関係者に対するスパイフィッシング攻撃にこれらが即座に利用されるというパターンが出現している」³⁵と付け加えている。

4.4.6 2020 年 4 月の DFAT のレポートによると、

「当局はソーシャル・メディアを監視している。国外に本拠を置く場合も含め、イラン・イスラム共和国や、その機関及び政策にあからさまに批判的又は道徳上の限度を押し広げているとみなされるコンテンツの投稿者は、不都合な注目を集める可能性がある。地元の情報源は DFAT に、イランに本拠を置く外国人と接点のあるイラン人のソーシャル・メディアのアカウントは、監視されている可能性がより高いと語っている。許

³¹ SHERLOC, UNODC, 'Iran Computer Crimes Act', no date

³² スパイフィッシング：偽の電子メールで受信者をだまして攻撃者のために何らかの危険な行動を行わせる標的型攻撃

³³ CEIP, 'Iran's Cyber Threat: Espionage, Sabotage, and Revenge' (pages 41 to 47), 4 January 2018

³⁴ CEIP, 'Iran's Cyber Threat: Espionage, Sabotage, and Revenge' (page 39), 4 January 2018

³⁵ CEIP, 'Iran's Cyber Threat: Espionage, Sabotage, and Revenge' (page 26), 4 January 2018

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

可されたソーシャル・メディア・プラットフォームでイラン・イスラム共和国を批判する人物は、発見されないように、エイリアスを利用して身元を隠すのが一般的である」³⁶

「イラン国外での監視」も参照。

4.4.7 USSD の 2020 年の人権レポートは、「政府は、市民の集会、動き及び通信を監視し、書簡、電子メールなどの公私の通信を証拠として引合いに出し、国家の安全を脅かした犯罪及び政権への侮辱を理由に人々をしばしば起訴している。当局は、法律による道德規範の侵害とみなす思想又は画像の表現に対し、逮捕又は刑罰をちらつかせる」³⁷と指摘している。

4.4.8 同じ情報源の報告によると、

「民兵組織バシジのサイバー審議会、サイバー警察、消息筋によると IRGC のコントロール下にあるサイバー軍などの政府組織は、国家の安全を脅かすサイバー脅威とされるものを監視、特定及びこれに対処する。これらの組織は特に、Telegram、Facebook、Twitter、YouTube、Flickr などの公式には禁止されているソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイトでの市民活動を標的としており、政府を批判した又はデリケートな社会問題を提起した人物に嫌がらせをしたと伝えられている」³⁸

4.4.9 2019 年 11 月に燃料価格の急騰に対して行われたイラン全土での抗議活動を報告するデンマーク入国管理局は、様々な情報源を引用して次のように指摘する。

「イラン当局は閉回路カメラ（CCTV）の映像及びソーシャル・メディア・プラットフォーム上の動画を利用して抗議者を特定し、自宅及び職場で多数の人が逮捕された。Ehsan Mehrabi [ドイツを本拠とするイラン人のフリーランス・ジャーナリスト] は、『2019 年 11 月のデモが発生したいくつかの町は比較的小さかったため、当局は地域のネットワークを利用して人々を比較的特定しやすかった。比較的小規模な町の住民は一般的に互いの活動をより把握しているからである』と説明している。

CHRI が引用した人権活動家によると、抗議活動のニュース又は動画を共有した被拘禁者は、特に能動主義の過去がある場合、更に厳しい処遇を受けた」³⁹

4.4.10 USSD の 2020 年人権レポートによると、イラン当局は「プライベートのオンライン通信を監視」及び「市民の政治、宗教、又はイデオロギーに関する意見又は信条の穏やかな表現と関連する個人を特定できる情報を収集」する⁴⁰。

4.4.11 フリーダム・ハウスによる「Freedom on the Net 2021」レポートは、次のように指摘している。

³⁶ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.111), 14 April 2020

³⁷ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 2A), 30 March 2021

³⁸ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 2A), 30 March 2021

³⁹ Danish Immigration Service, 'Iran: November 2019 Protests' (pages 24 and 40), July 2020

⁴⁰ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 2A), 30 March 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「イラン電気通信会社（TCI）が、イランへの及びイランからのインターネット・トラフィックを独占している。また、TCIの支配株主は、経済の大部分もコントロールする治安部隊の強力な一部門であるイスラム革命防衛隊（IRGC）であるため、TCI が ISP [インターネット・サービス・プロバイダー] 市場を支配することで、治安機構がオンライン活動を監視する機会が生まれる……」⁴¹

4.4.12 同レポートは、次のように指摘する。

「オンラインでのプライバシーを尊重すべきだとする拘束力のない市民の権利の憲章の第 37 条にかかわらず、オンライン領域は国家により厳しく監視されている。2018 年 4 月、最高指導者ハメネイ師は、ソーシャル・メディア及びオンライン・メッセージングに関するユーザーのプライバシーについてのファトワーを発令し、『当局者は国民と国家の安全及びプライバシーを守らなければならない。国民の安全及びプライバシーの侵害は宗教上禁じられており、イスラム法に反するため、行ってはならない』とした。ただし、このファトワーは正式に法律化はされていない。イランでは、現在、包括的なデータ保護法は施行されていない」⁴²

4.4.13 このレポートには次の記述もある。「国家は違法とみなす活動がないかソーシャル・メディアを監視している。2020 年 5 月、FATA は、オンラインでヒジャブを着用しないことは犯罪とみなされ、この規則の違反者は起訴されると発表した」⁴³。さらに、「国内のメッセージング・アプリの運営はイラン国内がベースであることを考えると、アプリで共有されたコンテンツは政府によるコントロール及び監視を受けやすい」との記述もある⁴⁴。

4.4.14 2019 年 3 月から 2020 年 3 月の期間を対象とする年鑑 1398 において、Filterwatch は次のように報告する。

「市民を監視する大規模監視プログラムをイランが運営していることを示唆する証拠はないが、イランのサイバー警察（FATA）の執行実務及び公式声明は、オンライン空間での広範囲にわたる積極的な治安維持業務の存在を示唆している。……

FATA の行動及びオンライン活動をベースとする個人の大規模な逮捕も、国家の安全を脅かす例外的な脅威に対する保護のためだけではなく、政治演説を含むオンライン表現、国家が認めた道徳的規準に違反するその他の表現形式を厳重に取り締まるためにも、これらの監視手段が実施されていることを示す」⁴⁵

4.4.15 2020 年 2 月に発表されたイランのクルド人に関するレポートのためにデンマーク入国管理局がインタビューした、イランのクルドスタン州（KRI）及びイラン領クルジスタンに協力者を持つ、独立系組織であるジュネーブ・クルジスタン人権協会（KMMK-G）に

⁴¹ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (A3), 21 September 2021

⁴² Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C5), 21 September 2021

⁴³ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C5), 21 September 2021

⁴⁴ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (B5), 21 September 2021

⁴⁵ Filterwatch, 'Filterwatch Yearbook 1398 (March 2019 – March 2020)' (page 18), 10 June 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

よると、「……IRGC は、批判者、学者、知識人、学生、活動家など、イラン政府に反対する人物の情報の監視及び収集を主な任務とする推定 45,000 人から成るサイバー軍を創設した」⁴⁶。

4.4.16 アムネスティ・インターナショナルによると、サイバー警察は 2020 年、「……ソーシャル・メディア上の新型コロナウイルスに関する『サイバー空間でのうわさ』及び『フェイク・ニュース』へ対処するために……」⁴⁷、特殊機動部隊を編成した。

4.4.17 移住先⁴⁸にいるイラン人ジャーナリスト集団の合併事業である IranWire は、2020 年 6 月、次のように報告した。

「2020 年 6 月 23 日、公安本部長の Ali Zolghadri は、イランのサイバー警察 [FATA] による監視に加え、法執行機関が Instagram の投稿及び Instagram Live の動画を監視する特別警察を任命すると発表した。Zolghadri によると、この特別監視の重点が置かれるのは、『犯罪者、凶悪犯及びギャング』、『武器密売人及び武器商人』、『トラブルメーカー及び道徳的規準の違反者』などの様々な問題である。……6 月 23 日のこの発表で、Ali Zolghadri は、数人のオンライン活動家が監視下にあり、法的措置を受けるために召喚されたことも認めた」⁴⁹

4.4.18 IranWire は、サイバー・セキュリティ担当職員によるこれ以外のコメントにも触れている。

「Zolghadri の発表前の 2020 年 4 月 14 日、テヘランのサイバー警官隊の Touraj Kazemi 隊長は、隊が Instagram Live 動画を監視すると発表し、イラン国内で Instagram Live を利用するユーザーは全員監視されると付け加えた。Touraj Kazemi によると、『警察は、全てのライブ配信を監視できなくても、ライブ配信を再投稿する他のページも細かく調べる』。

イランのサイバー警察の社会問題担当副官である Ramin Pashaei も、2020 年 4 月 12 日、オンライン動画に登場する際にヒジャブを着用しない者は、道徳的規準の『違反者』とみなすと発言している。Pashaei は、問題の個人がソーシャル・メディアで人気かどうかは関係ないとも述べている。

Pashaei によると、『オンラインで犯した罪と直接犯した罪の間に違いはない。世論を騒がせる全ての行為は、明確な法的結果につながる』。Pashaei は続けて『以前は未定義又は断定できなかった [Instagram 上の] 行為は、「世論を騒がせる」という犯罪の定義内で法的に起訴されうる』と述べた」⁵⁰

⁴⁶ Danish Immigration Service, 'Iranian Kurds...' (page 54), February 2020

⁴⁷ Amnesty International, 'Iran 2020', 17 April 2021

⁴⁸ IranWire, 'About us', no date

⁴⁹ IranWire, 'Police crackdown on live Instagrams', 26 June 2020

⁵⁰ IranWire, 'Police crackdown on live Instagrams', 26 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.4.19 2020 年 3 月から 2021 年 3 月までの期間について、Filterwatch は、年鑑 1399 で次のように報告している。

「イランのサイバー警察（FATA）は、イランにおけるオンライン監視の実施において引き続き指導的役割を果たしている。2018 年末、FATA の高官がオンライン空間の監視を手伝う数千人のボランティアを頼みとする『あらゆる市民が警察官である』『社会ベースの監視』を吹聴しているところを目撃した。それ以来、我々の FATAwatch プロジェクトは、オンライン詐欺から、『うわさの拡散』という曖昧な告発、定義があやふやな道徳上の罪まで多岐にわたる嫌疑での何百件もの逮捕を記録してきた」⁵¹

「逮捕、拘禁及び有罪判決」も参照。

4.4.20 2021 年 8 月、IranWire は、2017 年のアプリ制作時唯一の株主のオーナーが IRGC であったイラン製のメッセージング・アプリ、Rubika で発生したなりすまし及び偽アカウントを報告した。ソーシャル・メディアの専門家は、偽アカウントはアプリがユーザーにより信頼され承認されているように見せるために作成されたのだと主張する。IranWire は、次のように指摘している。

「イランのソーシャル・メディアの利用者は、なりすましの連続についてイラン製のメッセージング・アプリ、Rubika を非難している。週末、Twitter ユーザーでソーシャル・メディア・マーケティングの専門家である Houman Ghorbanian が Rubika で自分の名前を検索した後、騒ぎが発生した。Ghorbanian は、アプリが自分の名前と写真で偽アカウントを登録し、彼の本当の Instagram 投稿が全てクロールされ、偽のページに毎日アップロードされていることを発見したのだった。数時間以内に、何百人もの Twitter ユーザーがまったく同じ申立てを投稿した。激怒する被害者には、一般市民、サッカー選手、アーティストなどが含まれていた」⁵²

4.4.21 2021 年 11 月、Filterwatch も Rubika の不正プロフィールに言及し、次のように指摘している。

「声明で、Rubika は、これらのアカウントはおそらく他のユーザーから作成されたと主張したが、このアプリでアカウントを作成するには電話番号が必要である。当初、ユーザーは自分の名前でアカウントが作成されているかどうかをウェblinkで確認できたが、この機能は結局無効にされ、コピーされたアカウントを確認するにはアプリをダウンロードするしかなくなった。一方、イランのサイバー警察（FATA）は、『個人のユーザー・データの不正利用及び〔ユーザーの〕同意のないアカウント作成』について捜査すると発表した。ただし、執筆時点において、FATA が Rubika の行動に対して何らかの措置を講じたという情報はない」⁵³

⁵¹ Filterwatch, 'Filterwatch Yearbook 1399 (March 2020 – March 2021)' (page 22), 11 June 2021

⁵² IranWire, 'Iranians Furious at Identity Theft by IRGC's Instagram Ripoff', 16 August 2021

⁵³ Filterwatch, 'The Role of Domestic Messaging Apps in Iran's Information...', 30 November 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.4.22 2015 年のレポートを引用する「Freedom on the Net 2021」レポートは、「IRGC などの国の機関は拘禁された活動家にソーシャル・メディアのアカウントのログイン詳細を引き渡すようにプレッシャーをかける又は強要しており、引き渡されたログイン詳細は当局が監視及びフィッシング攻撃に利用している。政府が資金提供しているらしいフィッシングの試みを多数の活動家が報告していることから、これはより大きいパターンの一部と思われる」⁵⁴

4.4.23 米国の国際情勢のシンク・タンクである大西洋評議会は、2022 年 1 月 22 日、様々な情報源によりイランにおけるソーシャル・メディアに関するレポートを公表し、ソーシャル・メディアの利用者が投稿の削除又はアカウントの一時停止を強制されたり、当局により実際にアカウントを閉鎖又は一時停止された例を多数報告した。ユーザーが逮捕され拘禁される、有罪判決を受けて投獄されるか又は執行猶予となったケースもあった⁵⁵。

「逮捕、拘禁、及び有罪判決」も参照。

目次に戻る

4.5 マルウェアの利用

4.5.1 2019 年 5 月、イラン人権センター（CHRI）は、イラン国内外での宗教上の少数派グループを標的とした国家によるマルウェアの利用を報告し、次のように指摘した。

「このマルウェアには、プライベートなユーザー情報、通信及び連絡先を国家が特定できる複数の機能があり、攻撃を受けたアカウントの所有者を重大な危険にさらすものである。イラン・イスラム共和国は、オンライン通信を根拠に反体制派を逮捕して投獄している。このスパイウェアは、次のことを実行できる。

- ・ 被害者のコンピューター上の既存のファイルの一覧を作成する
- ・ 攻撃側の好きなようにモニターのスクリーンショットを取る
- ・ キーボードの押されたキーを記録する
- ・ コンピューターへのリモート・アクセスを可能にする」⁵⁶

4.5.2 CHRI は、「CHRI が 2018 年初めにサイバー攻撃の調査を初めて開始して以来、少なくともイラン、ヨーロッパ及び米国在住の 74 人がこのスパイウェアの被害者となっている」と付け加えている⁵⁷。

4.5.3 USSD は、2020 年の人権レポートで、「1 月、Certfa Lab は Charming Kitten として知られるイランのハッカー集団による一連のフィッシング攻撃を報告した。このハッカー集団は、イランの諜報機関の系列組織であると言われている。このレポートによると、

⁵⁴ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C5), 21 September 2021

⁵⁵ Atlantic Council, 'Iranian on #SocialMedia', 22 January 2022

⁵⁶ CHRI, 'Iranian State Malware Continues to Hack Online Accounts of Religious...', 20 May 2019

⁵⁷ CHRI, 'Iranian State Malware Continues to Hack Online Accounts of Religious...', 20 May 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

フィッシング攻撃の標的は、ジャーナリスト並びに政治活動家及び人権活動家である」と指摘している⁵⁸。

4.5.4 同レポートは次のように指摘している。「[2020 年] 3 月、Comparitech は、イランの 4,200 万の Telegram アカウントのデータがオンラインで漏洩したと報道した。Telegram は、データはイランでプラットフォームが禁止された後で人気となった非公式の 2 つの Telegram アプリ、Hotgram と Telegram Talaei からのものであったとする声明を発表した。この 2 つのクライアント・アプリは、政府及びイランのハッカー集団 Charming Kitten とつながりがあるという報道があった」⁵⁹

4.5.5 2021 年 2 月、サイバー・セキュリティ会社の Check Point Research は、イラン政府とつながりがあり、市民をスパイするための Domestic Kitten として知られるマルウェアの利用について報告した⁶⁰。このレポートには、次のような記述がある。

「2017 年に始まり、10 の独自の作戦行動で構成されるこの作戦は、1,200 人以上を標的とし、600 回を超える感染に成功している。4 件の現在動いている作戦行動が含まれ、最も新しいものは 2020 年 11 月に開始された。これらの作戦行動では、被害者はイラン人のブログ・サイト、Telegram のチャンネル、更には悪意のあるアプリケーションへのリンクがある SMS などの複数の媒介物により悪意のあるアプリケーションをインストールするように誘い出される」⁶¹

4.5.6 Domestic Kitten の被害者の大部分はイラン在住であるが、Check Point Research は米国、英国、パキスタン、アフガニスタン、トルコなどでも被害者を特定している⁶²。

「国外でのオンライン活動の監視」も参照。

4.5.7 2021 年 6 月、サイバー・セキュリティ会社である Kaspersky は、イラン在住のペルシア語話者に対する長期にわたるサイバー・スパイ作戦を発見したと報告した。このレポートでは、このマルウェアを「Ferocious Kitten」と呼び、「Ferocious Kitten」は 2015 年以来動作していたとし、「……悪意のあるマクロを含むおとり文書で被害者を標的とする。おとり文書は、イラン当局へ反対行動を描写する画像又は動画（抗議活動又はレジスタンス・キャンプからの映像）に偽装されている。おとり文書内の冒頭には、標的に添付画像又は動画の有効化を説得しようとするメッセージがある」⁶³と付け加えている。

目次に戻る

⁵⁸ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 1F), 30 March 2021

⁵⁹ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 1F), 30 March 2021

⁶⁰ Check Point Research, 'Domestic Kitten – An Inside Look at the Iranian...', 8 February 2021

⁶¹ Check Point Research, 'Domestic Kitten – An Inside Look at the Iranian...', 8 February 2021

⁶² Check Point Research, 'Domestic Kitten – An Inside Look at the Iranian...', 8 February 2021

⁶³ Kaspersky, 'A 6-year cyberespionage campaign uncovered in the Middle East', 16 June 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.6 逮捕、拘禁及び有罪判決

4.6.1 2018 年 10 月、Filterwatch は、FATA 長官がそれ以前の 8 年間でオンライン活動を理由に 75,000 人近くを逮捕したことを発表したと報告した⁶⁴。「Freedom on the Net 2020」レポートは、この発表に言及し、「正当な理由による逮捕も一部あったかもしれないが、多くは政府批判を含む適法なオンライン活動であった」と指摘している⁶⁵。

4.6.2 2019 年 8 月、CHRI は、調査後、次のことが判明したと報告した。

「……2019 年、アスリート、ファッション・モデル、俳優をはじめ、Instagram 上で多数のフォロワーを持つ数十名のイラン人が、治安職員によって召喚された。投稿内容を罪として起訴された事例もあった。

大多数は最終的に保釈されたが、多くがパスワードを開示して Instagram アカウントのコントロールを引き渡すことを強制された。

標的となった個人の中には、懲役を恐れ、最終的に国家の命令に従って、オンライン投稿を中断又は極度に限定し、『不道徳』と解釈されうる古い投稿を削除した者もあった」

⁶⁶

4.6.3 アムネスティ・インターナショナルは、2019 年 11 月に燃料価格の急騰に対して行われたイラン全土での抗議活動に言及し、多くの人が、ソーシャル・メディア上などでの抗議活動の内容の録画又は共有や、抗議活動又は死亡した犠牲者に同情的なソーシャル・メディア投稿の作成又は共有をはじめとする、平和的な活動を行った後、「国家の安全を脅かす犯罪活動」を理由に起訴されたと指摘している⁶⁷。

4.6.4 2022 年 1 月の大西洋評議会によるイランにおけるソーシャル・メディアに関するレポートでは、2017 年 1 月から 2021 年 1 月までの期間に、332 人以上がオンライン活動を理由に逮捕され、そのうち 109 人の逮捕理由は Instagram 投稿であったと報告するイラン人権活動家（HRA）団体からの電子メールが引用されている⁶⁸。Instagram ユーザーの逮捕に言及した 2021 年 1 月の BBC ニュースの報道では、逮捕は同じようなパターンに従っていたと指摘され、「Instagram の有名人は、活動家たちによれば、ある時は国営テレビで申し立てられた罪を『告白』するようにプレッシャーをかけたとされるイラン当局により、嫌がらせを受け、逮捕及び起訴された」⁶⁹と伝えられた。

⁶⁴ Filterwatch, 'Filterwatch/October 2018', 27 November 2018

⁶⁵ Freedom House, 'Freedom on the Net 2020: Iran' (C3), 14 October 2020

⁶⁶ CHRI, 'Iran Cracks Down on Instagram Celebrities...', 16 August 2019

⁶⁷ Amnesty International, 'Iran: Trampling Humanity – Mass arrests...' (page 25), 2 September 2020

⁶⁸ Atlantic Council, 'Iranian on #SocialMedia', 22 January 2022

⁶⁹ BBC News, 'The Instagrammers who worry Iran', 17 January 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.6.5 HRA によると、最も多かった嫌疑は神への不敬で（20.41%）、最高指導者への侮辱と国家の安全を脅かす共謀（どちらも 16.33%）、そして俗悪なコンテンツの公表（14.29%）がそれに続いた⁷⁰。当局への侮辱は最も少なく 1%であった⁷¹。

4.6.6 アムネスティ・インターナショナルは、2020 年の出来事を報告し、次のように記述している。

「サイバー警察は、ソーシャル・メディア上での新型コロナウイルスに関する『サイバー空間でのうわさ』及び『フェイク・ニュース』の対処のために、特別な機動部隊を編成した。多数のジャーナリスト、ソーシャル・メディアの利用者、医療従事者などが逮捕され、尋問のために召喚され、警告を受けた。4 月、クルジスタン州サケズの Rahim Yousefpour 医師は、新型コロナウイルスに関する Instagram 投稿について、『反体制プロパガンダを広め』、『世論を騒がせた』として起訴された」⁷²

4.6.7 2020 年の USSD 人権レポートも、オンラインでのうわさを取り締まる機動部隊について報告し、「4 月、軍部の広報担当官は、オンラインで新型コロナウイルスの『うわさ』を拡散したことを理由に当局が 3,600 人を逮捕していると述べたが、当局が何を『うわさ』とみなすのかについての明確な指針は示さなかった」と指摘している⁷³。

4.6.8 「Freedom on the Net 2021」レポートの指摘どおり、「当局は日常的に、オンライン活動を理由にジャーナリスト及びソーシャル・メディアの利用者を逮捕し、厳しい刑罰を科している。ここ数年の逮捕者には、著名な活動家、Instagram の有名人、独立系ニュース放送局の編集主任、ゴナーバードのダルウィーシュやバハーイー教などの迫害を受けている宗教団体と関係のある市民ジャーナリストが含まれる」⁷⁴。

4.6.9 このレポートは、「イランにおいては、国家当局による超法規的な脅迫及び暴力が一般的である。オンライン活動により実刑に服すジャーナリスト、ブロガー及び活動家は、拘禁中、頻繁に虐待を受け、拷問されることさえある」と付け加える⁷⁵。また、厳しい刑罰、拘禁中の拷問及び虐待の例が示され、「拘禁には及ばない嫌がらせや脅迫が一般的である」ことも書き足されている⁷⁶。

4.6.10 2019 年 4 月に初めて発行された四半期レポート・シリーズである Filterwatch の FATAwatch は、イランのサイバー警察（FATA）の業務を細かく調べることを試みた。2019 年 1 月から 3 月までの期間を対象とし、FATA が公表している各種レポートだけに基づく初版において、Filterwatch は FATA が拘禁する人物に対する嫌疑を特定し、次の 3 つの主要グループに分類した。

⁷⁰ Atlantic Council, 'Iranian on #SocialMedia', 22 January 2022

⁷¹ Atlantic Council, 'Iranian on #SocialMedia', 22 January 2022

⁷² Amnesty International, 'Iran 2020', 17 April 2021

⁷³ USSD, '2020 Country Reports on Human Rights Practices...' (section 2A), 30 March 2021

⁷⁴ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C3), 21 September 2021

⁷⁵ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C7), 21 September 2021

⁷⁶ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C7), 21 September 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 「・ 不法な製品とサービス — 武器や薬物などの販売及びギャンブルや売春などのサービスを含む。
- ・ 金融犯罪 — ほとんどがフィッシング、オンライン詐欺などの詐欺と関連する。
- ・ 道徳犯罪 — ストーカー行為、うわさの拡散、リベンジ・ポルノ、不道徳又は違法とみなされるコンテンツの公表に関するその他の犯罪を含む。金銭的動機によるものもあるが、FATA では道徳犯罪としている」⁷⁷

4.6.11 当時の英国の外務連邦省（FCO）は、2019 年の人権及び民主主義レポートで、少なくとも 15 名のジャーナリスト、ブロガー、又はソーシャル・メディア活動家が逮捕されたと指摘した⁷⁸。名称が変更され外務・英連邦・開発省（FCDO）となった後の 2020 年には、「拘禁件数は 11 月及び 12 月に急増し、少なくとも 19 名のジャーナリスト、作家、及びソーシャル・メディアの利用者が逮捕された」と報告している⁷⁹。

4.6.12 Filterwatch によると、2019 年 1 月から 9 月までに、FATA は 497 件の逮捕を記録し、そのうち 208 件は道徳犯罪関係であった⁸⁰。州単位で逮捕件数が最も多かったのはテヘラン州（68）で、これにホルムズガン州（47）、ラザヴィー・ホラーサーン州（44）、エスファハーン州（44）、クルジスタン州（38）が続いた⁸¹。

4.6.13 2021 年 5 月 14 日に公表された国連事務総長のレポートによると、「2020 年 6 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までの期間に、57 人を超える者が『イスラムの預言者マホメットに対する侮辱』、『敵対勢力との関わり』、『警察に対する侮辱』といった嫌疑を含め、Instagram、Telegram などのソーシャル・メディア・プラットフォーム上でのオンライン活動及び投稿を理由に逮捕され拘禁された」⁸²。

4.6.14 2020 年 3 月から 2021 年 3 月までに起こった出来事を対象とする年鑑 1399 において、Filterwatch はコロナ禍の投稿に関する逮捕について次のように報告する。

「ファールス州の FATA 署長の発表によると、Heshmat Soleimani 大佐が、新型コロナウイルスについての『うわさの拡散』を理由に州内で 24 人以上を逮捕した。FATA 警察の長官も、オンラインでのうわさの拡散を理由に 118 人が逮捕されたとコメントしている。イラン国家軍の上級広報担当官によると、民兵組織バシジ及び警察の両機関は、オンラインで『虚偽の情報又はうわさ』を拡散したことを理由に 4 月 29 日までに最高 3,600 人を逮捕した」⁸³

4.6.15 同レポートは、特に女性が対象となることが多い例の「道徳」違反の通報に関係して、他のオンライン活動を理由とする逮捕についても次のように指摘する。「5 月 20 日、

⁷⁷ Filterwatch, 'FATAwatch/01 – Iranian Cyber Police Monitoring', 19 April 2019

⁷⁸ FCO, 'Human Rights and Democracy: the 2019 Foreign and Commonwealth...', 16 July 2020

⁷⁹ FCDO, 'Human Rights and Democracy: 2020 Foreign, Commonwealth and...', 8 July 2021

⁸⁰ Filterwatch, 'FATAwatch and the Judiciary Monitor', 18 March 2020

⁸¹ Filterwatch, 'FATAwatch and the Judiciary Monitor', 18 March 2020

⁸² UNHRC, 'Situation of human rights in the Islamic Republic of Iran...', 14 May 2021

⁸³ Filterwatch, 'Filterwatch Yearbook 1399 (March 2020 – March 2021)' (page 23), 11 June 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

FATA の社会問題担当副官である Pashaei 大佐は、オンライン活動に関して『320 人を
超える者が逮捕された』と述べた。また、オンラインでヒジャブを着用しないことは
『不適切な行動』であり犯罪とみなされると繰り返した⁸⁴

4.6.16 FATAwatch の四半期レポートは、「虚偽の情報」、「不道德なコンテンツ」及び「反政府活
動」の投稿を含むオンライン活動を理由にした非常に多数の逮捕を列挙している。

目次に戻る

セクション 5 (2022 年 3 月 11 日更新)

5. イランにおけるソーシャル・メディアの利用

5.1 ソーシャル・メディア・プラットフォーム

5.1.1 フリーダム・ハウスの「Freedom on the Net 2021」レポートは、次のように指摘してい
る。

「イランでは、多くのソーシャル・メディア及びメッセージング・プラットフォームが
ブロックされている。……2021 年 1 月には、メッセージング・アプリ Signal がブロック
された。Signal のウェブサイトは、ブロックされる前の数日間アクセスできなくなり、
Signal は犯罪内容確定委員会 (CDICC) の命令に従い、イランのアプリ・ストアから削
除された。Signal は、2017 年 12 月にもブロックされ、ブロックが解除されたことがあ
る。イラン当局者は、いずれの事件についても説明しておらず、責任を認めていない。
Signal は、その後、『ネットワーク遮断を迂回する』ための『暫定解決策』として設定で
きるトランスポート層セキュリティ (TLS) プロキシを追加した。

Twitter、Facebook、Telegram 及び YouTube は全てブロックされているか、フィルタリ
ングされている。Wix、WordPress、Blogspot、Blogger などの主要なブログ提供プラ
ットフォームも同様である。保守的な指導者たちは、検事総長が率い、12 の国家機関の代
表で構成される政府機関である CDICC に、他の有名ソーシャル・メディア・プラッ
ットフォームをブロックするよう繰り返し圧力をかけている⁸⁵

5.1.2 ロンドンを本拠とするデジタル権利団体である Small Media による 2015 年のレポート
は、Cloob.com 及び Facenama (どちらも Facebook に類似)、Aparat (YouTube に類
似)、Lenzor (Instagram に類似) などのイランの「模倣」ソーシャル・メディア・プ
ラットフォームに言及し、これらの利用規約を記載している⁸⁶。

5.1.3 イランにおけるソーシャル・メディアに関する大西洋評議会の 2022 年 1 月のレポート
は、「Telegram に対抗するため、イランは Soroush と呼ばれる国内バージョン (及びこ
れ以降、Bale、Gap、iGap、Rubika などの他のアプリ) をリリースした。この動きによ
りプライバシー及びセキュリティに関する多くの懸念が生じており、これらのアプリ

⁸⁴ Filterwatch, 'Filterwatch Yearbook 1399 (March 2020 – March 2021)' (page 24), 11 June 2021

⁸⁵ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (A3 and B1), 21 September 2021

⁸⁶ Small Media, 'IIIP/October 2015', 15 November 2015

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の「監視政府」的側面を浮き彫りにするユーモアに訴えるイラン人もいる」と述べている⁸⁷。

5.1.4 Filterwatch は、Soroush、Gap、iGap、Bale、Bisphone、Wispi という 6 つの最も人気の国内版 Telegram「代替」ソーシャル・メディア・アプリも分析している⁸⁸。Filterwatch は、主要な国内版メッセージ・アプリは「……全て政府機関と緊密な関係にある」と指摘する⁸⁹。

5.1.5 イラン・インターナショナルは、2021 年 9 月、「政府は、コントロールできない外国のプラットフォームの利用を減らす一助として、数千万ドルをかけて国内版メッセージング・アプリを作成したが、政府の盗聴に辟易している国民は作成されたこのアプリへの移行を拒否している」と報道した⁹⁰。

5.1.6 あるサイトの先月の中核利用者の地理的場所を分析した Similarweb data によると、一部の国内版ソーシャル・メディア・プラットフォームにはイラン国外からアクセスできる⁹¹。

5.1.7 「Freedom on the Net 2021」レポートは、「Instagram 及び WhatsApp は、対象期間 [2020 年 6 月 1 日から 2021 年 5 月 31 日まで] の最後の時点でイランにおいてまだ利用できた数少ない国際プラットフォームに入っていた。……2021 年 4 月、イラン人ジャーナリスト、政治家、エリート官僚及び活動家の間で短期間で人気を獲得した音声ディスカッション・アプリの Clubhouse が、イランの主要プロバイダーによってブロックされた」と指摘している⁹²。

5.1.8 Instagram をブロックするイランの脅威に関する 2021 年 11 月 24 日付けの記事に掲載されたテロリズム・越境犯罪・汚職研究所 (TraCCC) の研究者兼データ・アナリストである Layla M. Hashemi の論文によると、「皮肉なことに、イランの重要な当局者は、彼らが糾弾し、けなすそのサービスを積極的に利用している。ハサン・ロウハーニー元大統領は Instagram と Twitter のフォロワー数が 220 万人を超えており、最高指導者のアカウント@khameini_ir のフォロワー数は 360 万人を超えている」⁹³。

目次に戻る

5.2 ユーザー数

5.2.1 DataReportal の「Digital 2021 Report」によると、2021 年 1 月時点でイランでは 3,600 万人がソーシャル・メディアを積極的に利用している。ユーザー数は、2020 年 1 月から 2021 年 1 月までの期間で、イランの総人口の 42.6%に相当する 300 万人増加した⁹⁴。

⁸⁷ Atlantic Council, 'Iranian on #SocialMedia', 22 January 2022

⁸⁸ Small Media, 'Filterwatch/January 2018', 23 February 2018

⁸⁹ Filterwatch, 'The Role of Domestic Messaging Apps in Iran's Information...', 30 November 2021

⁹⁰ Iran International, 'Foreign Social Media Apps Remain Highly Popular In...', 18 September 2021

⁹¹ Similarweb, (website), no date

⁹² Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (B1), 21 September 2021

⁹³ Hashemi L, 'Threats to Iranian Instagram: Analyzing Iran's Internet Landscape', 24 November 2021

⁹⁴ DataReportal, 'Digital 2021 – Iran', 11 February 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2021 年 9 月 18 日、イラン統計局（SCI）は、イランでは 5,500 万人（人口の 65%）がソーシャル・メディアを利用していると報告した⁹⁵。

5.2.2 英国に本拠を置く民間ニュース・サイトのイラン・インターナショナルは、SCI の統計を引用し、政府にブロックされているにもかかわらずイランで最も人気のあるメッセージング・アプリ Telegram の登録ユーザーは 4,500 万人であり、Telegram 経由で毎日 150 億件のメッセージが送信されているとしている⁹⁶。このレポートは、「……Whatsapp 及び Instagram も非常に人気があり、[ソーシャル・メディアの] 利用者のそれぞれ 88.5% 及び 68% がこの 2 つのプラットフォームでアカウントを持っている」と付け加える⁹⁷。

5.2.3 ウェブサイト及びドメイン名に関するレポートを提供する W3 Snoop で入手したデータによると¹⁰⁰、イランの国内版ソーシャル・メディア・プラットフォーム Facenama には、2021 年 9 月 6 日時点で 1 日 97,000 人を超えるユニーク訪問者が訪れており⁹⁸、Aparat のユニーク訪問者数は 2022 年 1 月 31 日時点で 3,300 万人近くであった⁹⁹。

5.2.4 Filterwatch は、「Etemaad Online は、800 万人弱のイラン人が、Soroush や iGap などの 5 つの主な国内版メッセージング・アプリケーションを利用していると推定する」と報告している¹⁰¹。また、次のようにも指摘する。

「イラン学生世論調査機関（ISPA）が [2021 年] 8 月 31 日に実施した世論調査によると、1,570 人の回答者の 48.4% が Telegram や Instagram などの国際ソーシャル・メディア及びメッセージング・プラットフォームだけを利用していると断言したのに対し、27% は国内のプラットフォームと国際プラットフォームのいずれも利用していないと回答した。回答者の 22.8% は国内のプラットフォームと国際プラットフォームを両方利用すると答え、Soroush、Rubika、Gap などの国内のプラットフォームだけを利用するとした回答者はたった 1.8% であった」¹⁰²

目次に戻る

セクション 6（2022 年 3 月 11 日更新）

6. イラン国外での監視

6.1 国外在住の市民を標的に

6.1.1 2018 年、ワシントン近東政策研究所は、Mehdi Khalaji 上級研究員による、イランによるヨーロッパ在住の反体制派への攻撃と二重国籍者の逮捕に関するレポートを公表した。Khalaji 上級研究員は、1990 年代初頭に起きたパフラヴィー朝の元首相シャープール・バ

⁹⁵ Iran International, 'Foreign Social Media Apps Remain Highly Popular In...', 18 September 2021

⁹⁶ Iran International, 'Foreign Social Media Apps Remain Highly Popular In...', 18 September 2021

⁹⁷ Iran International, 'Foreign Social Media Apps Remain Highly Popular In...', 18 September 2021

⁹⁸ W3 Snoop, 'Facenama.com', 16 September 2021

⁹⁹ W3 Snoop, 'Aparat.com', 31 January 2022

¹⁰⁰ W3 Snoop, 'About', no date

¹⁰¹ Filterwatch, 'Filterwatch Yearbook 1398 (March 2019 – March 2020)' (page 35), 10 June 2021

¹⁰² Filterwatch, 'Policy Monitor – August 2021', 15 September 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

フティヤール（パリ）及び数人のクルド系反対派勢力の指導者（ベルリン）の暗殺、2017年に起きた GEM TV オーナーの Saeed Karimian と彼のクウェート人ビジネス・パートナーの殺人（イスタンブール）、亡命したアフワーズ・アラブ自由闘争運動（ASMLA）の指導者に対する 2018 年の暗殺計画（デンマーク）¹⁰³をはじめとする過去の標的を挙げた。スウェーデンとイランの二重国籍を持つ ASMLA の元指導者 Habib Chaab は、2020 年 10 月、イランの諜報員によって誘い出されたと言われるトルコで行方不明になった。彼はその後イランの国営テレビに登場し、テロ容疑で起訴された¹⁰⁴。

6.1.2 Khalaji 上級研究員は、イランが国外で市民を標的にすることができることを示し、不正に操作された 2009 年の大統領選挙に抗議した緑の革命により展開された大規模抗議活動の後、2009 年 11 月、「……軍高官の Masoud Jazayeri 大將は、イランは『イランの国内外を問わず反体制派を特定し、適切なタイミングで嚴重に取り締まる』と断言し、『イラン・イスラム共和国は、不可避であると考えられる場合、クーデターの支持者を追って国境を越えることもある』と国外での作戦の可能性を明示した」¹⁰⁵と指摘した。2018 年 9 月のイラン・クルジスタン民主党（KDP-I）のイラク本部への IRGC によるミサイル攻撃後、「最高指導者の軍事顧問で IRGC の元最高司令官である Yahya Rahim Safavi 大將は、Jazayeri による 2009 年の国外で攻撃するという脅しを繰り返し、『必要であれば、IRGC は反体制派や敵を国境や海を越えて捜し出し嚴重に取り締まる』と述べた」¹⁰⁶。

6.1.3 このような作戦を遂行するイランの戦略について、Khalaji 上級研究員は次のように述べている。

「……イラン当局は、幅広い諜報機関ネットワークを利用している。最高指導者は、メインの諜報省とエルサレム軍、領土外の作戦を担当する IRGC の特殊部隊に加え、IRGC 内の諜報局、警察、正規軍、司法、大統領府、内務省など、反体制派に対して行動できる複数の機関を直接監督する。例えば、イラン国籍を持つ多くの二重国籍者が IRGC 諜報部によって逮捕されてきた（2016 年から拘禁されている英国国民の Nazanin Zaghari-Ratcliffe など）」¹⁰⁷

6.1.4 結論として、Khalaji 上級研究員は、「……数千人のイラン人が国外の学問領域、NGO、ペルシア語メディアなどで働いている。強硬路線のイラン当局は、これらの市民の大部分を重大な安全上の脅威として打ち捨て、ヨーロッパでテロ行為を行う、二重国籍者のイラン入国を拒否する、又はヨーロッパ、カナダ、又は米国の市民権保有者を逮捕するといった手段で、居場所にかかわらず在外イラン人を嚴重に取り締まる活動を広げる兆しを見せている」とする¹⁰⁸。

¹⁰³ Washington Institute, 'Iran Intensifying Its Crackdown on Citizens Abroad', 2 November 2018

¹⁰⁴ RFERL, 'Iranian-Swedish Former Leader Of Arab Separatist Group Goes...', 18 January 2022

¹⁰⁵ Washington Institute, 'Iran Intensifying Its Crackdown on Citizens Abroad', 2 November 2018

¹⁰⁶ Washington Institute, 'Iran Intensifying Its Crackdown on Citizens Abroad', 2 November 2018

¹⁰⁷ Washington Institute, 'Iran Intensifying Its Crackdown on Citizens Abroad', 2 November 2018

¹⁰⁸ Washington Institute, 'Iran Intensifying Its Crackdown on Citizens Abroad', 2 November 2018

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 6.1.5 スウェーデン国家保安機関による 2020 年のレポートは、スウェーデンに対するイランの脅威を強調し、次のように指摘している。

「イランは、産業スパイ活動及び難民への諜報活動に強く関与している。

イランの諜報活動の標的となる難民は主に、イラン当局が脅威を与えるとみなす少数派グループである。イラン当局は諜報機関を通し、安全を脅かす活動をスウェーデン国内で行っている。この活動に伴い、政権批判者及びイランが体制を揺さぶる又はその可能性があるとみなす敵対勢力とつながりがあるスウェーデン国内の標的が監視される。

イラン当局の主目的は、スウェーデン国内も含め、特定場所にかかわらず、内外の脅威に逆襲し、イラン自体の存続を確保することである。国外追放された敵対勢力は、イラン国外の内なる脅威とみなされる。このような団体及び個人はスウェーデン国内に存在する」¹⁰⁹

- 6.1.6 2020 年 7 月 16 日、BBC ニュースは、2020 年 6 月のイランの司法当局による発表を次のように報道した。「……『地上での腐敗行為の拡散』を理由に影響力のある Telegram アカウント AmadNews を作成した反体制派ジャーナリストの Ruhollah Zam に死刑判決を下した。同氏の罪状の 1 つは、2017 年及び 2018 年の反政府抗議活動への参加を助長したというものである。Zam はパリ在住であったが、イラン革命防衛隊の諜報機関によりイラクに誘い出されて誘拐され、イランに移送された」¹¹⁰

- 6.1.7 アムネスティ・インターナショナルによれば「ひどく不公正な裁判」がテヘランの革命裁判所の第 15 部門で行われた後、2020 年 12 月 8 日には最高裁判所がこの判決を支持し、2020 年 12 月 12 日に死刑が執行された¹¹¹。

- 6.1.8 『The Iran Primer』の 2020 年 9 月の記事は、イランによる暗殺及び謀略の年表を公表し、1979 年の革命から 2020 年 9 月までの期間、イランは「……少なくとも 21 人の反対勢力を国外で暗殺し、外国の軍事、外交及び文化施設を爆撃して数百人を殺したと伝えられている」とした。このレポートによると、この期間に「標的がイラン人の反体制派であった」20 件を含め、59 件の「襲撃又は謀略」があった¹¹²。

- 6.1.9 フリーダム・ハウスによる 2021 年 2 月付けの特別レポートは、次のように指摘している。

「イラン当局によるイラン・イスラム共和国への脅威となる人物の定義が非常に広いことが、その越境抑圧作戦の幅と激烈さの一因である。当局は、標的とする反体制派及びジャーナリストにテロリストのレッテルを頻繁に貼り、『テロリスト』と呼ぶことで暴力及び適正手続の軽視を無制限に正当化する。作戦行動には、暗殺、引渡し、拘禁、違法な強制移送、インターポールの悪用、デジタル形式の脅迫、スパイウェア、代理による

¹⁰⁹ Swedish Security Service, 'Yearbook 2020' (page 25), 2020

¹¹⁰ BBC News, 'Iran judiciary may halt protesters' executions after social media storm', 16 July 2020

¹¹¹ Amnesty International, 'Iran: Execution of journalist Rouhollah Zam...' 12 December 2020

¹¹² The Iran Primer, 'Timeline: Iran's Assassinations and Plots', 16 September 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

強制、移動の禁止をはじめとする、ありとあらゆる越境抑圧戦術が含まれる。これらの手段は、ヨーロッパ、中東及び北米の少なくとも 9 か国でイラン人に対して展開されてきた。

イランの作戦行動の特徴は、国家の全面的関与、用いられる暴力の度合い、様々な標的に対して様々な手段を巧妙に用いることである。結果として、国外に移住したイラン人は激しい恐怖を抱き、身体的影響を逃れた者も最終的には苦境を味わう。あるイラン人活動家は、フリーダム・ハウスに『精神的にも経済的にもあらゆる面で消耗させられる』と語った」¹¹³

- 6.1.10 2021 年 2 月、カナダの移民・難民委員会（IRB）の研究理事による問合わせへの回答で、イランの海外での監視能力が語られ、中東及び北アフリカを中心に独裁政権を研究し、イランについての著書もあるテネシー大学チャタヌーガ校の政治学の助教授の電話インタビューが引用された。この助教授は、「……イラン当局は『国外の政治的反対勢力に焦点を合わせており』、活動家が誘拐されイランに移送された事例が複数発生していると述べた（2021 年 1 月 23 日助教授談）。同助教授は、当局は『組織内で重要な役職にある活動家』の『誘拐を試みるであろう』と指摘する（2021 年 1 月 23 日助教授談）」。

目次に戻る

6.2 国外での市民の監視

- 6.2.1 前述の 2021 年 2 月の IRB による問合わせへの回答では、イランにおける左派の動き、宗教原理主義、非宗教主義、多文化主義及び国外に移住したイラン人に関する著書と記事を英語とペルシア語で発表してきたヨーク大学の退任教授の電話インタビューも引用された。

「イランが海外の反政府活動を監視しているかどうかを問われた退任教授は、イラン政府は『国民をスパイとして他国に送っている』と答えた（2021 年 1 月 25 日退任教授談）。[テネシー大学の政治学の] 助教授は、政府は『イラン国内外で[反政府活動家を] 見つけようとし』、諜報機関が情報収集を手伝うと述べた（2021 年 1 月 23 日助教授談）。また、イランはイラン国外で難民を利用して他の難民を監視していると指摘した（2021 年 1 月 23 日助教授談）」¹¹⁴

- 6.2.2 IRB は続けて「……2019 年 12 月、あるイラク人がスパイ容疑で起訴され、スウェーデン、デンマーク、ベルギー及びオランダでイラン難民の情報を収集したとして 2 年半の実刑判決を受けた……」とする AP 通信社の 2019 年の記事を引用した¹¹⁵。

- 6.2.3 IRB の回答は、次のように続く。

¹¹³ Freedom House, 'Iran Case Study | Understanding Transnational Repression', February 2021

¹¹⁴ IRB, 'Iran: Treatment by the authorities of anti-government activists...', 22 February 2021

¹¹⁵ IRB, 'Iran: Treatment by the authorities of anti-government activists...', 22 February 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「この助教授は、イラン政府は活動を把握するために政治的反対勢力を国外で監視していることも指摘した（2021 年 1 月 23 日助教授談）。同助教授によると、当局は『通常、重要人物に焦点を絞っているが、圧力をかけるために使える（飲酒や恋愛関係などの）あらゆる情報に関心を持っている』（2021 年 1 月 23 日助教授談）。前出の退任教授は、イラン政府は国外で反対派勢力及びイラン人をひそかに見張っていると言う（2021 年 1 月 25 日退任教授談）。同退任教授によると、イラン当局は国外での活動をやめさせるために『人々を脅迫し』、国外でイラン人の暗殺を『試みてきた』（2021 年 1 月 25 日退任教授談）」¹¹⁶

「国外在住の市民を標的に」も参照。

目次に戻る

6.3 現地活動

- 6.3.1 英国ではイラン政府に反対するデモや、クルド人の権利を主張するデモが無数に発生しているが、イラン当局がこのようなデモをどの程度監視していたかは不明である。ロンドンでの抗議活動の例を以下にいくつか紹介する。
- 6.3.2 2018 年 3 月、ロンドンのイラン大使館の 2 階バルコニーに上った 4 人が警察に逮捕された。イラン政府への抗議活動の一環と見られる^{117, 118}。
- 6.3.3 イブニング・スタンダード紙は、イランのクルデスタン州の KDPI 事務所へのミサイル攻撃及び 3 人のクルド人受刑者の死刑執行を受け、2018 年 9 月、ロンドンのイラン大使館の外で行われたクルド系抗議者が率いるデモを報道した¹¹⁹。この抗議活動の短い映像が、クルド問題アナリストと呼ばれる Mutlu Civiroglu によって Twitter に投稿された。このツイートは 3,500 回強閲覧された¹²⁰。同紙によると、抗議活動で騒乱が発生した後、3 人が警察に逮捕された¹²¹。
- 6.3.4 2019 年 5 月 9 日、イランにおけるクルド人活動家の死刑執行から 9 年目を迎えて、「ロンドンのイラン大使館前で行われたクルド人活動家の絞首刑を糾弾する抗議活動に、PJAK [クルジスタン・フリー・ライフ党] 運動に率いられた英国在住のクルド人が参加した。抗議者らは、「……クルド語と英語でスローガンを繰り返し、政治及び社会運動家に対するイランの政策を糾弾した」と、イラン領クルジスタンのニュース及びクルド人の人権について掲載している Rojhelat.info というサイトに掲載された¹²²。
- 6.3.5 サウジ・アラビアで発行されている日刊英字紙であるアラブ・ニュース紙は、2019 年 7 月 30 日、「亡命した数千人の反体制派イラン人が [2019 年 7 月 27 日] ロンドンのトラ

¹¹⁶ IRB, 'Iran: Treatment by the authorities of anti-government activists...', 22 February 2021

¹¹⁷ Reuters, 'Four arrested after balcony protest at Iranian embassy in London', 9 March 2018

¹¹⁸ Arab News, 'Protesters held after scaling Iran embassy in London: police', 10 March 2018

¹¹⁹ Evening Standard, 'Three arrests after disorder breaks out during Iranian...', 10 September 2018

¹²⁰ Mutlu Civiroglu @mutludc, 'Kurds in London, UK protest outside the...', 10 September 2018

¹²¹ Evening Standard, 'Three arrests after disorder breaks out during Iranian...', 10 September 2018

¹²² Rojhelat.info, 'Kurds in Britain condemned the Iranian Regime on the anniversary...', 12 May 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ファルガー広場に集結し、イランの体制変革を要求した。……イラン国民抵抗評議会が組織したこの抗議活動は、ホルムズ海峡での英国籍オイル・タンカーの捕捉をめぐる英国とイランの関係が緊張する中行われた」¹²³と伝えた。

6.3.6 ロンドンに本拠を置くメディア監視組織 Middle East Monitor (MEMO) は、ロンドンのイラン大使館の外で 2020 年 9 月 12 日のイラン人レスラー Navid Afkari の死刑執行に抗議するデモ参加者の写真を公開した¹²⁴。

6.3.7 2021 年 3 月、(英国とイランの二重国籍を持つ) Nazanin Zaghari-Ratcliffe の家族が、イランで 2016 年にスパイ容疑で逮捕され投獄されている彼女の釈放を求めて、アムネスティ・インターナショナルの英国職員とロンドンのイラン大使館の外で抗議活動を行った。Nazanin の夫である Richard Ratcliff は、16 万人が署名した陳情書を当局に渡そうとしたが、大使館職員は面会を拒絶した^{125, 126}。

6.3.8 2021 年 10 月 10 日、クルジスタン労働党 (PKK) 党首の Abdullah Ocalan の釈放を求める抗議活動がロンドン中心部で行われた¹²⁷。

6.3.9 ロンドンやイラン大使館の外で行われた他の抗議活動例については「Search | Amnesty International UK」及び「Search Results London – Rojhelat.info」も参照。

目次に戻る

6.4 国外でのオンライン活動の監視

6.4.1 イランで提供されているソーシャル・メディア・プラットフォームと比較した外国のソーシャル・メディア・プラットフォームの調査について、「Freedom on the Net 2021」レポートには次の記述がある。

「メッセージを暗号化するアプリもあることを考えると、イラン当局が外国のソーシャル・メディア・プラットフォーム上のメッセージの内容をどれだけ徹底的に監視できるかは不明なままである。一方、イラン国内で提供される全てのプラットフォーム及びコンテンツは、ユーザーのより詳細な情報提供を求める各種機関からの勝手な要求を受けやすい。国内プラットフォームは、国際プラットフォームの一部で提供されている種類のユーザー保護を保証していない。これが、国内プラットフォームの不人気の理由かもしれない」¹²⁸

6.4.2 「Freedom on the Net 2021」レポートには、次の報告もある。

「2020 年、南アフリカの電気通信会社である MTN が、2019 年、特定の携帯機器を特定するための場所データ及び番号の要求 77,109 件、犯罪捜査に関するデータ要求 77,400

¹²³ Arab News, 'Iranian exiles rally in London to demand regime change in Tehran', 30 July 2019

¹²⁴ MEMO, 'Iranian wrestler executed despite international outcry', 13 September 2020

¹²⁵ The National, 'Family of Nazanin Zaghari-Ratcliffe protest outside Iranian...', 8 March 2021

¹²⁶ Independent, 'Nazanin Zaghari-Ratcliffe's husband and daughter protest...', 8 March 2021

¹²⁷ Rojhelat.info, 'Today In London! The Activity With The Slogan...', 10 October 2021

¹²⁸ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C6), 21 September 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

件、サービス差止め又は禁止命令に関するデータ要求 69,730 件をイランの司法当局から受けたとする 1 回目の透明性レポートを公開した。これは、このレポートで取り上げられた国の中で最多レベルであった。MTN は、IranCell との合併事業で 2006 年以来イランで事業活動を行っており、イラン国内の契約者数は約 4,680 万人である」¹²⁹

6.4.3 Facebook は、政府によるユーザー・データの要求件数を示す透明性レポートを作成した。2017 年 1 月から 2021 年 6 月までの期間、Facebook は 29 人のユーザー（アカウント）に関して、イラン当局から合計 18 件の要求を受けた。Facebook は、「受け取った全ての要求は法的要件を充足しているか慎重に検討し、過度に広い又は曖昧と思われる要求については拒絶するか、より高い具体性を求める場合がある」と言う¹³⁰。このレポートでは、Facebook が何らかのデータを提供した要求のパーセンテージも挙げられている。作成された要求又はデータの性質の詳細は提供されていない¹³¹。

6.4.4 「Freedom on the Net 2021」も、「国家のハッカーは、移住先にいる者も含めた活動家及び運動家に対してしばしばサイバー攻撃を加える。イラン、隣国及び米国の政府間の緊張の高まりにより、イラン人に対するハッキング作戦及びサイバー攻撃の報告が顕著に増加している」とする¹³²。

6.4.5 このレポートでは、「2021 年 2 月、セキュリティ会社の Bitdefender 及びラジオ番組 Argos は、ドイツ、オランダ、インド、スウェーデンなどの『政治的反対勢力をスパイ』するためにイラン当局が利用していたオランダのデータ・センターのサーバーを特定した。このサーバーは、マルウェアに感染したコンピューターからデータを盗んで改ざんするために利用できる指令室だったと言われている」など、サイバー攻撃の例がいくつか挙げられている¹³³。

6.4.6 前出の 2021 年 2 月付けの IRB の回答によると、「助教授は、イラン当局は『組織内で中程度の役職にある』活動家の情報を『ハッキング』し、『普通のイラン人』を監視している、と述べた。これは、『どんな情報も役立つ』からである（2021 年 1 月 23 日助教授談）」¹³⁴。

6.4.7 2021 年 11 月 18 日、IranWire は、Twitter 及び Instagram を引用し、イランの複数の人権活動家がソーシャル・メディアのフィードで受け取った殺害の脅しを報告した。また、次のように付け加えた。

「ロンドンのホワイトホールで先週行われた抗議活動で、イラン・イスラム共和国での刑事免責の廃絶を呼び掛けるプラカードを掲げているときに、[活動家たちは] 徹底的に

¹²⁹ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C6), 21 September 2021

¹³⁰ Meta (Facebook), 'Government requests for user data – Iran', January 2017 to June 2021

¹³¹ Meta (Facebook), 'Government requests for user data – Iran', January 2017 to June 2021

¹³² Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C8), 21 September 2021

¹³³ Freedom House, 'Freedom on the Net 2021: Iran' (C8), 21 September 2021

¹³⁴ IRB, 'Iran: Treatment by the authorities of anti-government activists...', 22 February 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

写真撮影され、映像に収められた。活動家たちはこの写真が何を意味しうるかを重々承知していた。

ジャスティス・フォー・イランの共同設立者である Shadi Amin は、「被害者の 1 人は私だ」と言う。抗議活動には彼女の支援者も参加していた。「私たちは脅迫と政府が〔イラン国内で〕拡散するフェイク・ニュースに耐えている。政府はイランにいる家族も脅迫する」¹³⁵

[目次に戻る](#)

¹³⁵ IranWire, 'Transnational Repression: How Iran Haunts and Kills its Critics...', 18 November 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

版数管理

利用許可

この参考情報は、以下のタイミングで公開可とする。

- ・ 1.0 版
- ・ 2022 年 3 月から有効

公式 — 機密事項：ここから

このページの情報は、内務省の省内限定使用のため削除した。

公式 — 機密事項：ここまで

この参考情報の旧版からの変更

国別ガイダンス事例 XX（PJAK — 現地活動 — Facebook）イラン CG [2022 年] UKUT 23
（IAC）を初めて反映した CPIN の版

[目次に戻る](#)